

熊本市子どもの未来応援アクションプラン  
(熊本市子どもの貧困対策計画)

2018年(平成30年)度~2023年(平成35年)度

平成31年1月

熊 本 市



## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の基本的考え方	2
(1) 国の動向	2
(2) 本市の取り組み	4
(3) 計画の位置付け	4
(4) 計画の期間	5
(5) 計画の対象	5
第2章 本市における子どもの現状	6
1. 子どものいる世帯への給付関係事業の推移	6
(1) 児童扶養手当受給資格世帯数の推移	6
(2) 就学援助認定者数の推移	6
(3) 生活保護受給世帯数・受給者の推移	7
(4) 子どもの学習支援事業利用者の推移	7
2. 熊本市子どもの生活等実態調査結果（概要）	8
(1) 調査対象	8
(2) アンケート調査項目	8
(3) 回収率	8
(4) 世帯の所得と貧困線	9
(5) アンケート調査の結果の分析、課題の整理及び施策の方向性	10
I) 子どもの学習や社会性	10
II) 子どもの健康や生活習慣、保護者のゆとりや関わり	12
III) 保護者の就労・経済的課題	13
IV) 子どもや保護者に対する支援における課題	14
第3章 本市における子どもの貧困対策	16
1. 課題のまとめ	16
2. 基本理念	16
3. 方向性	16
4. 基本目標及び施策体系	17
5. 計画全体の指標	19
6. 重点的な取り組み	19
7. 基本目標ごとの施策	22
8. 計画の推進	32
【参考資料】熊本市子どもの生活等実態調査結果（抜粋）	33



## 1. 計画策定の背景と趣旨

「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）」では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなど、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしている。

さらに、同法の規定に基づき策定された「子供の貧困対策に関する大綱（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）」では、日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝であり、貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはなく、貧困対策は極めて重要との方針が示されたところである。

そのような中、本市は、2015 年（平成 27 年）3 月に策定した「熊本市子ども輝き未来プラン 2015」において、子どもの貧困対策の推進に取り組んでおり、2016 年（平成 28 年）3 月に策定した「熊本市第 7 次総合計画」でも、「子どもの貧困など社会的に支援の必要性が高い子どもたちが顕在化するなか、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして、社会的に支援が必要な子どもや家庭に対して、個々の事情に応じた支援を適切に講じる必要がある」としている。

2017 年（平成 29 年）7 月には、子どもたちがどのような生活を送っているかの実態や、特に経済面や社会的な理由による困難を抱えている子どもたちの課題を把握するため、「熊本市子どもの生活等実態調査」を実施し、困難を抱える子どもやその保護者の生活状況の課題において、経済的な問題のみならず、家庭環境の不安定さからくる教育の機会や親子の関わりの欠如、社会的つながりの希薄化、生活習慣の乱れ、健康面や就労の不安と言った様々な問題が相互に関係していることが浮き彫りになった。

そこで、本市における子どもの貧困対策をさらに推進するため、「熊本市子ども輝き未来プラン」を補足する個別実施計画として「熊本市子どもの未来応援アクションプラン」を策定するもの。

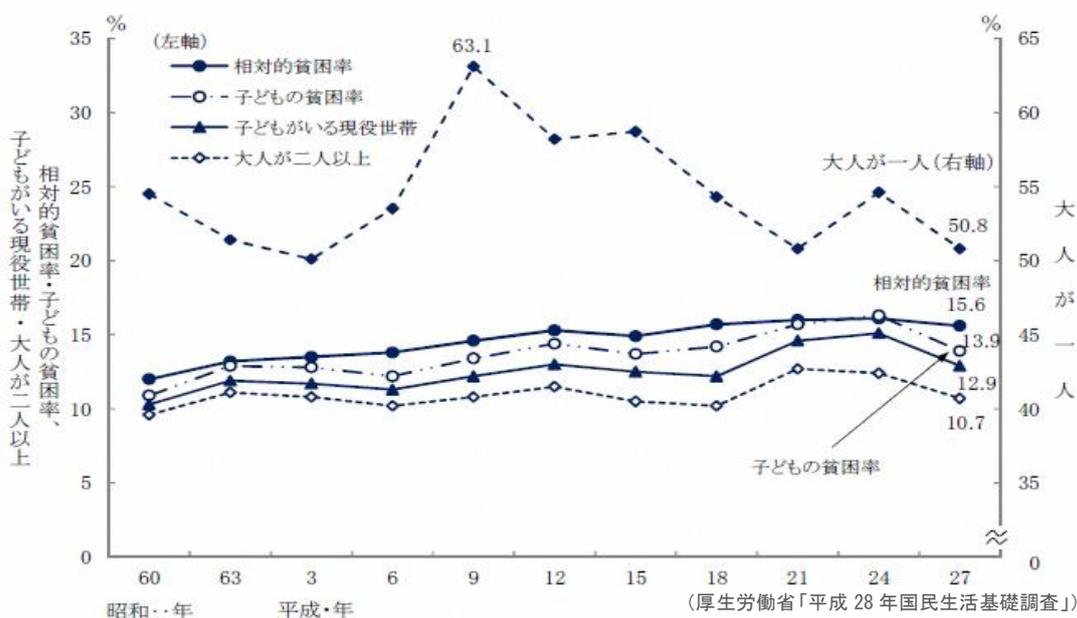
## 2. 計画の基本的考え方

### (1) 国の動向

#### ①子どもの貧困率の状況

日本の子ども（17歳以下）の貧困率は、おおむね上昇傾向にあったが、2015年（平成27年）は、過去最悪を記録した2012年（平成24年）の16.3%を下回る13.9%で、2.4ポイントの改善が見られた。

しかしながら、未だ約7人に1人の子どもが経済的に貧困の状況にある。子どもがいる現役世帯<sup>(※1)</sup>の相対的貧困率<sup>(※2)</sup>は12.9%であり、そのうち大人が1人の世帯の相対的貧困率が50.8%と、大人が2人いる世帯に比べて非常に高い水準にある。



※1 現役世帯とは、世帯主が18歳以上65歳未満の世帯のこと。

※2 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づく算出方法で、等価可処分所得の中央値の半分に満たない者の割合。

※3 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。※4 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。

#### ②子どもの貧困対策に関する国の動き

##### ア)子どもの貧困対策の推進に関する法律成立

日本の子どもの貧困率は、1985年（昭和60年）の10.9%から、2012年（平成24年）には16.3%と大幅に悪化し、OECD（経済協力開発機構）に加盟する先進34か国中で10番目に高い数値であった。また、2013年（平成25年）の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率が90.8%と全体の98.6%から7.8ポイント低いことなどを背景として、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が、2013年（平

成 25 年) 6 月に制定された (平成 26 年 1 月施行)。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律 (抜粋)】

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### イ) 子供の貧困対策に関する大綱

子供の貧困対策の推進に関する法律に基づき、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、「子供の貧困対策に関する大綱」が 2014 年 (平成 26 年) 8 月に閣議決定された。大綱では、子供の貧困対策に関する 10 の基本方針、子供の貧困に関する指標、指標の改善に向けた重点施策などが示された。

子供の貧困対策に関する大綱について (平成26年8月29日閣議決定)		
<b>目的・理念</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。</li> <li>○ 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。</li> </ul>		
<b>基本的な方針</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。</li> <li>○ 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。</li> <li>○ 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。</li> </ul> <p>など、10の基本的な方針</p>	<b>指標の改善に向けた当面の重点施策</b>	
<b>子供の貧困に関する指標</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年度)</li> <li>○ スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)</li> <li>○ ひとり親家庭の親の就業率 ・母子家庭の就業率: 80.6% (正規39.4% 非正規47.4%) ・父子家庭の就業率: 91.3% (正規67.2% 非正規8.0%)</li> <li>○ 子供の貧困率 18.3% (平成24年度)</li> </ul> <p>など、25の指標</p>	<div style="text-align: center;"> <p>全ての 子供たちが 夢と希望を 持って成長 していける 社会の 実現</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>&lt;教育の支援&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・きめ細かな学習指導による学力保障</li> <li>・スクールソーシャルワーカーの配置充実</li> </ul> </li> <li>○ 教育費負担の軽減               <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育の無償化に向けた段階的取組</li> <li>・高校生等奨学金給付金等による経済的負担の軽減</li> <li>・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入</li> </ul> </li> <li>○ 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進</li> <li>○ 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など</li> </ul> </li> <li><b>&lt;保護者に対する就労の支援&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひとり親家庭の親の就業支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業支援専門員の配置による支援等</li> </ul> </li> <li>○ 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援</li> <li>○ 保護者の学び直しの支援</li> <li>○ 在宅就業に関する支援の推進</li> </ul> </li> <li><b>&lt;子供の貧困に関する調査研究等&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供の貧困の実態把握</li> <li>○ 子供の貧困に関する新たな指標の開発</li> <li>○ 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供</li> </ul> </li> <li><b>&lt;生活の支援&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者の生活支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の自立支援</li> </ul> </li> <li>○ 子供の生活支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等</li> </ul> </li> <li>○ 関係機関が連携した支援体制の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築</li> </ul> </li> <li>○ 支援する人員の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など</li> </ul> </li> </ul> </li> <li><b>&lt;経済的支援&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し</li> <li>○ ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究</li> <li>○ 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大</li> <li>○ 養育費の確保に関する支援 など</li> </ul> </li> <li><b>&lt;施策の推進体制等&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策会議を中心とする政府一体となった取組</li> <li>○ 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援</li> <li>○ 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など</li> </ul> </li> </ul>	

## (2) 本市の取り組み

### ①これまでの取り組み

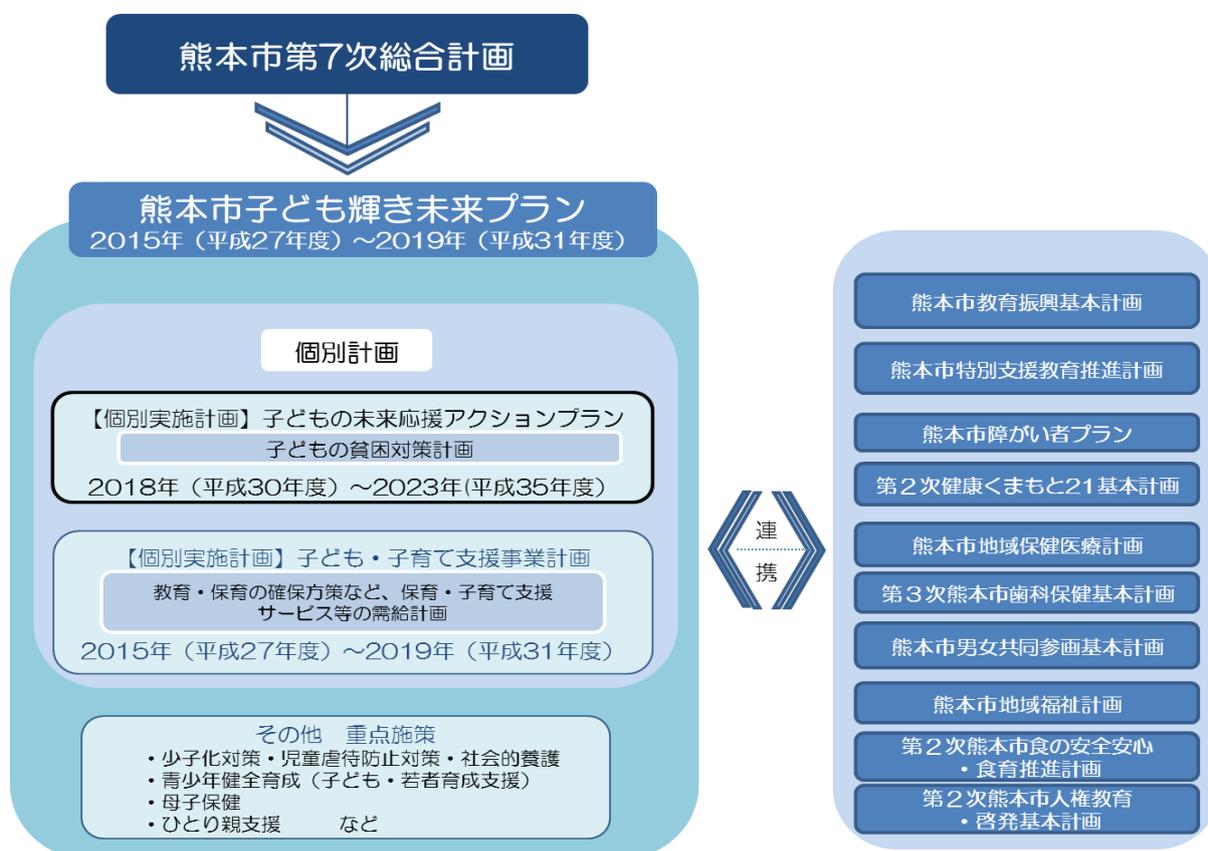
- 2015年（平成27年）3月に「熊本市子ども輝き未来プラン」を策定。基本方針1「安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援」の施策6「子どもの貧困対策の推進」として、関連事業に取り組んできた。
- 2016年（平成28年）3月「子どもの貧困対策庁内連絡会議」を設置し、子どもの貧困にかかる調査や施策検討を庁内の関係課で横断的に行う。
- 2018年（平成30年）1月「子どもの貧困対策庁内連絡会議」を当プランの検討を行う「子どもの未来応援プロジェクト」に改編。

### ②子どもの現状の把握

- 2017年（平成29年）7月に「子どもの生活等実態調査」を実施。子ども・保護者へのアンケートとともに、支援者へのヒアリングも実施し、2018年（平成30年）2月に報告書を作成した。

## (3) 計画の位置付け

「子ども輝き未来プラン」を補足し、「子どもの貧困対策」を具体的に進めるための実施計画（行動計画）として策定する。



#### (4) 計画の期間

本計画の計画期間は、2018年（平成30年）度から2023年（平成35年）度までとする。

ただし、計画期間中であっても、法律、大綱その他の制度や社会情勢により、必要に応じて見直すこととする。

#### (5) 計画の対象

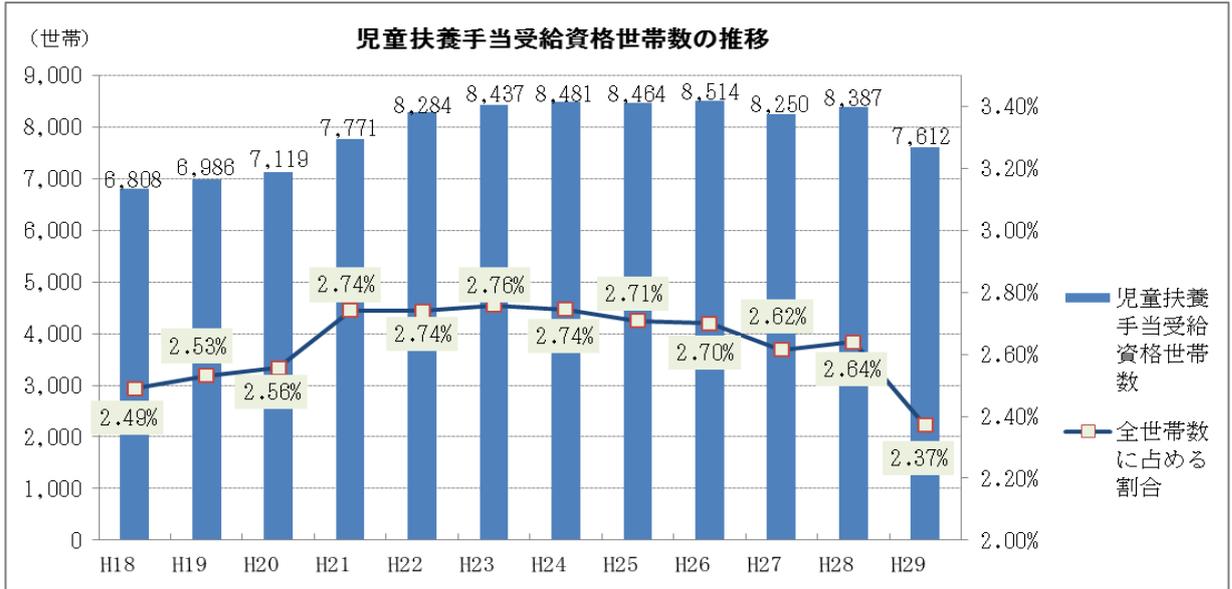
法律及び大綱の趣旨を踏まえ、本計画では、生まれる前から、大学等の修学の機会を経て就労等の自立に至るまでの概ね20代前半までの子どもとその保護者を対象とする。また、以下の状況にある家庭を支援する。

- ① 主に経済的な問題を要因として、子どもの成長や将来的な自立が困難な状態にある家庭
- ② 経済的な問題にかかわらず、保護者の疾病や就労等により、子どもの成長や将来的な自立が困難な状態にある家庭

1. 子どものいる世帯への給付関係事業の推移

(1) 児童扶養手当<sup>(※1)</sup> 受給資格世帯数の推移

・児童扶養手当の受給資格世帯数は、合併後、8千世帯を超える数で横ばいで推移していたが、H29は減少した。



※1 児童扶養手当とは、父母の離婚等で父又は母と生計を同じくしていない児童の家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されるもの。

(2) 就学援助<sup>(※2)</sup> 認定者数の推移

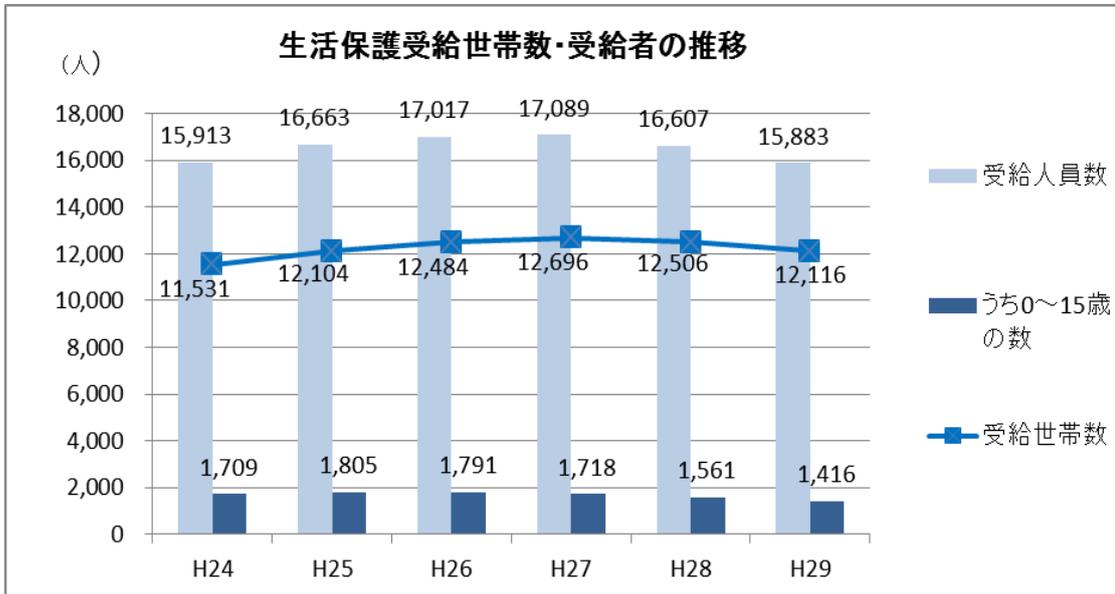
・就学援助の認定率は、児童生徒数が減少傾向の中、年々、増加傾向にあったが、H29は減少に転じた。



※2 就学援助とは、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助するもの。

### (3) 生活保護受給世帯数・受給者の推移

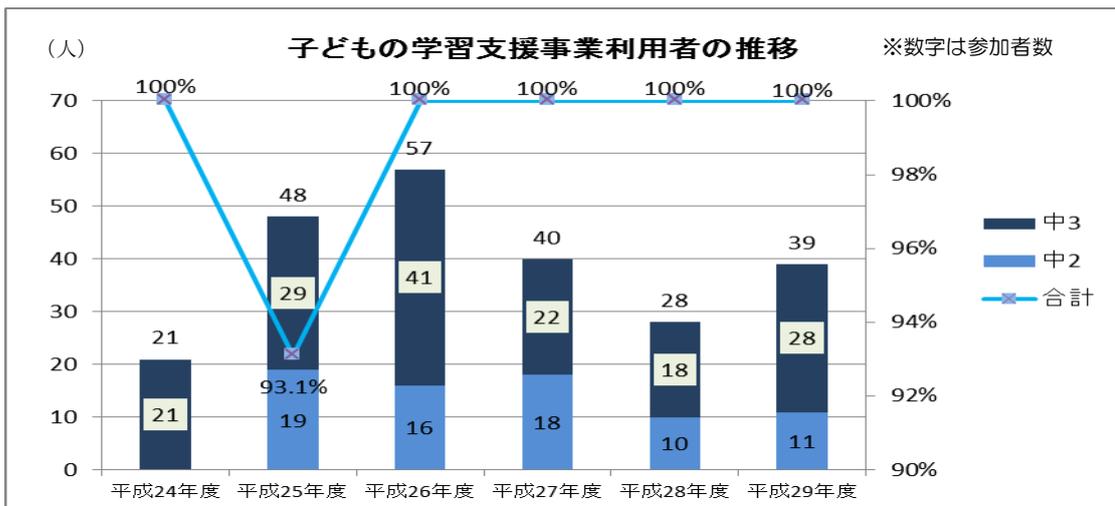
- 生活保護の受給人員数・受給世帯数は、H27 を境に若干の減少傾向にあり、全受給者に占める子どもの数も減少している。



※受給人員数及び受給世帯数は年度の平均  
 ※0～15歳の数は年度末(3月)時点の人数

### (4) 子どもの学習支援<sup>(※3)</sup> 事業利用者の推移

- 学習支援に参加した子どもは、ほぼ100%高校に進学している。(平成25年度は2名が受験しなかったため93.1%)
- 60名の定員に対し、参加者が満たない状況。参加しない理由として「会場が遠い」「部活動で多忙」との声があったため、受託者による送迎や部活動後の途中からの参加など、柔軟な対応を実施している。



※3 子どもの学習支援とは、生活保護世帯の子どもを対象に、高校進学等に向けた児童の基礎学力の向上のための学習機会を提供し、将来の夢や目標を持てる様な助言や支援を行い貧困の連鎖の防止を図る事業。平成24年度に中学3年生を対象に事業開始し、翌年以降は中学2年生まで対象を拡大。平成30年度からは更に中学1年生まで拡大。

## 2. 熊本市子どもの生活等実態調査結果（概要）

子どもの将来のために必要な環境整備と教育の機会確保を図るため、子どもたちがどのような生活を送っているかの実態や、特に経済面や社会的な理由による困難を抱えている子どもたちの課題を把握するため調査を実施した。

### （1）調査対象

#### ①アンケート

調査種類	調査対象	対象世帯数
子どもを持つ世帯への調査	小学5年生とその保護者	3,012 世帯
	中学2年生とその保護者	3,024 世帯
要支援者への調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学1年生及び中学3年生の就学援助制度利用世帯</li> <li>・ 12～18歳の子どもがいる児童扶養手当受給世帯</li> <li>・ 12～18歳の子どもがいる生活保護受給世帯</li> </ul> の子どもとその保護者	2,988 世帯

\*子どもを持つ世帯への調査は、回答が可能な年齢や他都市の実施状況を考慮し、対象学年を選定した。

\*要支援者への調査は、就学援助、児童扶養手当、生活保護受給世帯から無作為に抽出した。

#### ②ヒアリング

支援者（学校関係者、公的相談機関関係者、児童福祉施設関係者、公益団体関係者など）

### （2）アンケート調査項目

- ・ 世帯の属性（家族構成、収入・就労状況）
- ・ 生活状況（生活習慣、親子の関わり）
- ・ 学習・文化面（進学意向、塾や習い事）
- ・ 社会関係の欠如（相談相手の有無）
- ・ 物質的剥奪（食料、文具・教材、医療、制度）
- ・ 心理・精神面（自己肯定、悩み事）など

### （3）回収率

#### ①子どもを持つ世帯への調査

		配布数	回収数	回収率
小学5年生	保護者	3,012	2,329	77.3%
	子ども	3,012	2,325	77.2%
	計	6,024	4,654	77.3%
中学2年生	保護者	3,024	2,274	75.2%
	子ども	3,024	2,263	74.8%
	計	6,048	4,537	75.0%
全体	保護者	6,036	4,603	76.3%
	子ども	6,036	4,588	76.0%
	計	12,072	9,191	76.1%

#### ②要支援者へのアンケート

	配布数	回収数	回収率
保護者	2,988	934	31.3%
子ども	2,988	910	30.5%
計	5,976	1,844	30.9%

#### (4) 世帯の所得と貧困線

所得による影響を分析するため、保護者アンケートの世帯の可処分所得から所得分類を行った。

調査結果の主なポイントについて、単純集計結果（学年別）とともに経済的な影響を見るため、「所得分類」別でのクロス集計結果を示した。

また保護者との関わりが影響すると思われる項目は「家族構成(ひとり親・ふたり親)」別でのクロス集計結果を示した。

なお、「所得分類」の取り扱いについては、国の「国民生活基礎調査」による「相対的貧困率」の算出方法に沿って「貧困線」を設定し分類した。ただし、国の調査とは対象者や調査手法等が異なるため、国の「貧困線」や「相対的貧困率」と単純に比較し得るものでない。

##### 【貧困線の設定】

可処分所得が算出可能な世帯の等価可処分所得\*1を算出すると、中央値及び貧困線は右表のとおりとなった。また、この貧困線未満（相対的貧困率）の割合は14.0%であった。

\*1 世帯の等価可処分所得：世帯所得を世帯人員で調整するため世帯人員の平方根で除したものの。

保護者総数	4,603 世帯
世帯所得平均値	560 万円
等価可処分所得算出可能世帯数(n)	3,804 世帯
n/2	1,902
等価可処分所得中央値	238 万円
貧困線(中央値の1/2)	119 万円
貧困線未満	534 世帯
貧困線未満の割合	14.0 %

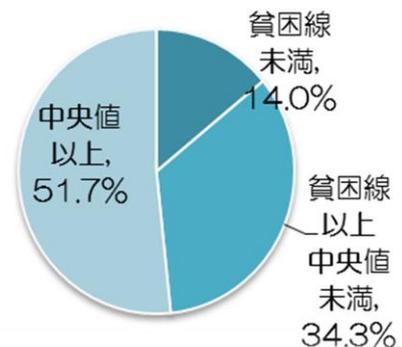
##### 【所得分類】

所得分類については、等価可処分所得の中央値及び貧困線を基に3つに分類した。



##### 【世帯構成比】

「中央値以上の世帯 51.7%」、「貧困線以上中央値未満 34.3%」、「貧困線未満 14.0%」となった。



(5) アンケート調査の結果の分析、課題の整理及び施策の方向性【参考資料P33～49】

I) 子どもの学習や社会性

1) 子どもの学習等における結果の分析

ア. 学習意欲、習熟度

- 成績と所得の関係について、貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、成績良好の割合が低い傾向にある。(資料P34 ①)
- 勉強時間について、貧困線未満の世帯やひとり親世帯で短い傾向にあり、保護者が勉強を見る頻度や学習塾に通う割合も少ないことから、成績にも影響している場合があることが窺える。(資料P34 ②③、P35 ④)

イ. 保護者の関わりと習熟度

- 「子どもの成績」と「保護者との会話の頻度」との相関関係では、成績が良好な子どもほど、保護者とよく会話をする傾向にあり、保護者の日常的な関わりが少なからず影響している可能性がある。(資料P35 ⑤)

ウ. 将来の進学希望と自己実現の意識

- 保護者回答による「どの学校まで将来進学させたいか」では、貧困線未満の世帯やひとり親世帯で大学までと回答した割合が低い。子どもの回答による「進学希望」でも保護者と同様の傾向が見られる。(資料P36 ⑥⑦、P37 ⑧)
- 「難しいことでも失敗をおそれず何かに挑戦したいと思うか(子ども回答)」と「進学希望(子ども回答)」の相関関係では、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した子どもは、大学進学までを希望する割合が高い。また、「分からない」と回答した子どもは、進学希望も「分からない」と回答した割合が高く、自己実現の意識と将来への自己可能性には関係性が見られる。(資料P37 ⑨)

課題の整理

- 家庭における学習環境・習慣が整っていない、また保護者の多忙や意識の低さ、子どもに無関心といった場合もあり、子ども自身の学習意欲に繋がらない場合がある。
- 加えて、経済的理由などから、学校以外での補完的な学習塾や習い事に通うことが困難であるなど、さらに学力格差に繋ることが考えられる。
- 将来的な高校や大学等への進学、その後の就職への影響など、貧困の連鎖に繋がることが懸念される。

## 2) 子どもの社会性・自己肯定感における結果の分析

### ア. 通学状況

- 通学状況について、貧困線未満の世帯やひとり親世帯で欠席が多い傾向にある。本調査では、欠席の理由について尋ねていないが、支援者ヒアリングでは、「子どもの登校時間に保護者が寝ている」「食事、洗濯、入浴等の基本的な生活習慣ができておらず、それが理由でいじめられたり、早起きができず不登校となっている」などの状況が見られた。(資料P38 ⑩)

### イ. 保護者との関わりと自己肯定感

- 保護者との関わりについて、学校の出来事を話す頻度でみると、貧困線未満の世帯やひとり親世帯で「ほとんど毎日話をする」割合が低くなっている。(資料P38 ⑪)
- 保護者との会話の頻度と「自分には良いところがあると思うか」では、「よく話す」子どもほど、「自分には良いところがある」と回答しており、日常の家庭での関わりと自己肯定感には関係性が窺える。(資料P38 ⑫)

### ウ. 自己肯定感と社会性

- 自己肯定感について、「自分には良いところがあると思うか」の設問では、わずかに貧困線未満の世帯やひとり親世帯で「どちらかと言えばそう思わない」と「そう思わない」と回答した割合が高い。(資料P39 ⑬)
- 「自分には良いところがない」と回答した子どもは、悩みを相談する相手が少ない傾向にあり、家庭での関わりが少ないことに加え、他者とのコミュニケーションも不足していることが窺える。(資料P39 ⑭)

### エ. 学習環境と自己実現の意識

- 「学校は楽しいか」と「将来のために今頑張りたいか」との相関関係では、「学校が楽しい」ほど、「将来のために今頑張る」の割合が高く、学習環境と自己実現の関係性が見られた。(資料P39 ⑮、P40 ⑯⑰⑱)

## 課題の整理

- 保護者の就労等で子どもが家庭で一人で過ごす時間が長く、保護者との関わりが希薄になっている。
- 家庭以外でも他者との関わりが少ないことや、自身の社会体験が少ないなど、子どもの社会性が低い場合がある。

## II) 子どもの健康や生活習慣、保護者のゆとりや関わり

### 1) 子どもの健康・生活習慣おける結果の分析

#### ア. 保護者の帰宅時間

- 「放課後、子どもが何をしている時間までには保護者は帰宅しているか」では、貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、帰宅時間が遅くなる傾向にある。(資料P41 ⑱)
- 長時間労働などにより保護者の帰宅時間が遅く、子どもは一人で留守番を余儀なくされ、子どもと接する時間がとれない。(資料P41 ⑳)

#### イ. 子どもと過ごす時間と生活リズム

- 「子どもと過ごす時間」と「子どもの睡眠時間」の関係を見ると、「子どもと過ごす時間がほとんどない」と回答した世帯では、子どもの睡眠時間は短くなる傾向にあり、過ごす時間が長くなるほど、睡眠時間は長くなる。(資料P41 ㉑)

#### ウ. 保護者の健康状況と子どもの生活リズム

- 保護者の健康状況(母)と平日の子どもの起床時刻の関係を見ると、母親の健康状況がよくない場合、子どもの起床時刻が毎日異なる割合が高くなり、不規則な生活リズムになる傾向にある。(資料P42 ㉒)
- 就労等による時間の制約のみならず、保護者の精神的な疾患等をはじめとした健康状態によっても、子どもの生活の乱れを引き起こしている可能性がある。

#### エ. 子どもの生活習慣と保護者の関わり

- 歯磨きなどの衛生習慣や朝食の欠食などの食習慣と、所得の状況や家族構成との関連性が窺える。(資料P42 ㉓㉔、P43 ㉕)
- 保護者との会話の頻度と平日のゲームをする時間の相関関係では、会話をしない子どもほど、ゲームの時間が長い傾向にある。(資料P43 ㉖)

### 課題の整理

- 保護者の就労状況(長時間労働等)により、帰宅時間が遅く、子どもに接する時間がとれないなど、子どもが家庭で孤立している場合がある。
- 加えて、保護者の精神的な疾患等をはじめとした健康状態や、子どもへの無関心など養育環境自体にも課題がある場合がある。
- これらのことが、子どもの欠食・偏食などの食習慣や、長時間のゲームなどの生活習慣の乱れに繋がっている可能性がある。

## 2) 保護者のゆとり・子どもとの関わりの欠如、社会性の結果における分析

### ア. 保護者のゆとりと子どもの自己肯定感

- ・不安やイライラ等の感情を子どもに向けてしまう割合は、貧困線未満の世帯で高く、そのことと、自分に良いところがあるかという子どもの自己肯定感に関係性が見られる。(資料P44 ⑳㉑)

### イ. 保護者の地域や社会性からの孤立

- ・地域の行事への参加については、貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、参加を敬遠しがちである。(資料P44 ㉒)
- ・参加しない理由を尋ねていないが、時間の制約を受けることに加え、「経済的理由での経験」の設問から、付き合いに係る費用負担等が原因の1つであると推察され、地域から孤立する要因となっている。(資料P45 ㉓)

## 課題の整理

- ・保護者の共働きやひとり親世帯の長時間労働・夜間勤務などの理由で帰宅時間が遅く、子どもに接する時間がとれない。
- ・また、不安やイライラ等の感情を子どもに向けてしまうなど、精神的なゆとりも損なわれている。
- ・核家族化等により、子育てに不安や負担感を抱え、地域や社会からも孤立化している場合がある。

## Ⅲ) 保護者の就労・経済的課題

### 1) 保護者と子どもの未就労・所得不安定の分析

#### ア. 保護者の就業状況

- ・父親の就業状況では、貧困線未満の世帯で「正社員・正規職員」は、貧困線以上の世帯を大きく下回っている。また、ひとり親(父)世帯とふたり親世帯との差も大きい。(資料P45 ㉔)
- ・母親の就業状況では、ひとり親(母)世帯では「正社員・正規職員」の割合が、ふたり親世帯を大きく上回っている。(資料P46 ㉕)

#### イ. ひとり親世帯の所得の状況

- ・等価可処分所得では、ふたり親世帯と比較し、ひとり親世帯では所得が低く、特に母子世帯では差が顕著である。(資料P46 ㉖)

## ウ. 衣食住の状況

- 貧困線未満やひとり親世帯で、生活上の困難なことを経験した割合が高くなる傾向にある。(資料P47 ③4)
- 「家族旅行を控えた」「食費を切り詰めた」「必要な服や靴を買うのを控えた」の割合が高い。(資料P47 ③4)
- また「電気・ガス・水道などが止まった」経験がある世帯もあり、ライフラインがストップする危機的状況も見受けられる。(資料P47 ③4)

### 課題の整理

- ひとり親家庭、特に母子世帯は経済的に厳しい状況にある。
- 経済的な理由から、衣食住等の生活に困難をきたしたり、子どもに必要な学用品や塾・習い事・社会体験等への支出が困難な場合もある。

## Ⅳ) 子どもや保護者に対する支援における課題

### 1) 相談窓口体制の周知及び庁内外連携体制の分析

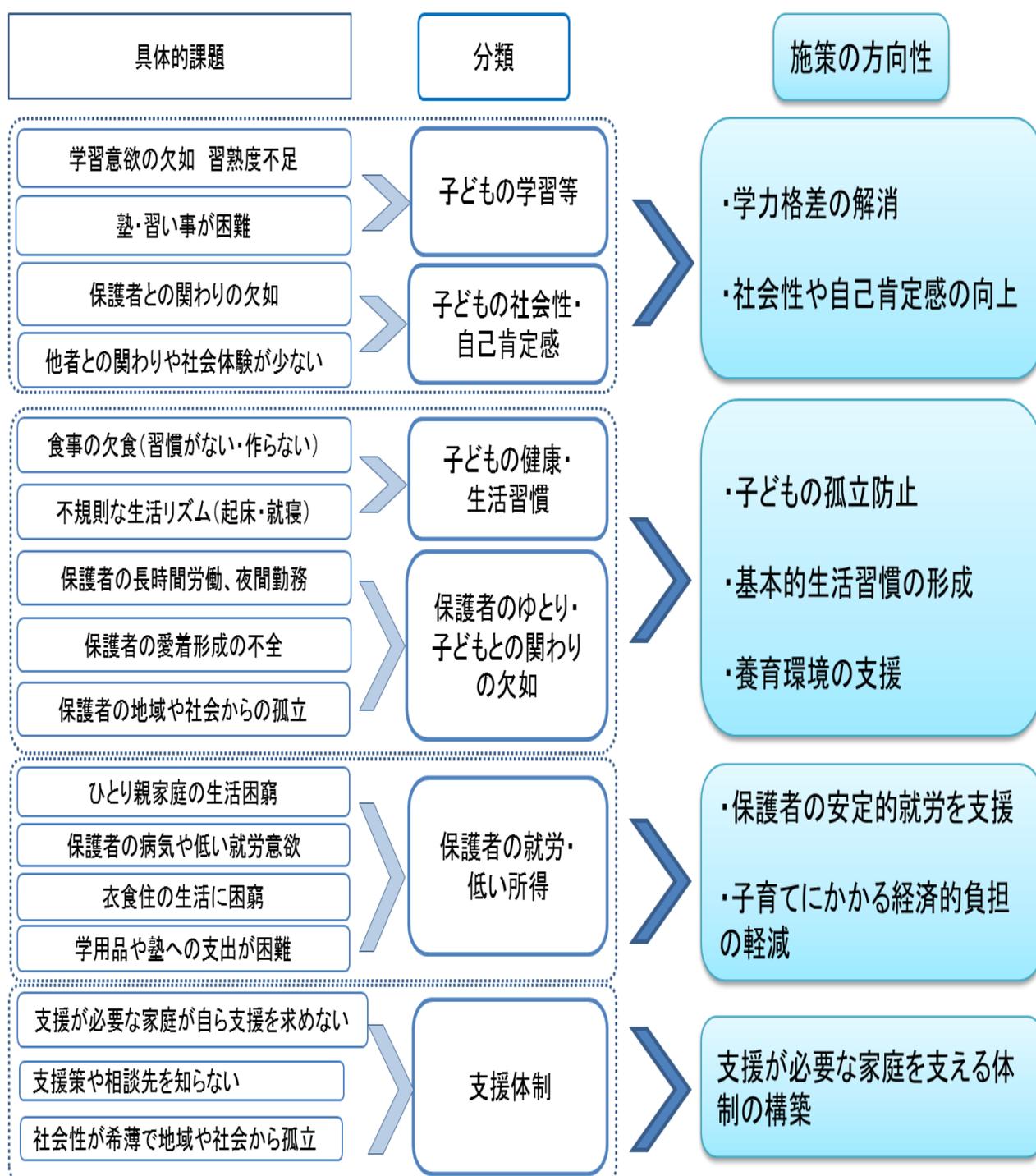
#### ア. 保護者の悩みと相談先

- 「自分だけでは解決することが難しい大きな悩みを抱えているか」では、所得が低くなるほど、また、ひとり親世帯で悩みを抱えている割合が高い。(資料P47 ③5)
- 一方、「相談できる人の有無」では、所得が低くなるほど、「有」の割合が低く、大きな悩みを抱え、かつ、相談できる人がいない深刻な状況が窺える。(資料P48 ③6)
- 「相談できる又はしたい相手」として、貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「公的な相談機関」と回答した割合が高く、公の機関である行政の役割が求められている。(資料P48 ③7)

### 課題の整理

- 保護者の意識や家庭の事情などから、支援が必要な家庭が自ら支援を求めない、支援策や相談先を知らないことから支援に繋がらない場合がある。
- 保護者自身の社会性が希薄で、家庭自体が地域や社会から孤立し、周囲からの支援がない場合がある。

## 子どもを取り巻く課題解決のための施策の整理



### 1 課題のまとめ

実態調査等において、子どもたちが抱える課題は多岐に渡り、またその課題が複合的に絡み合っていることが分かった。

相対的に貧困の状況にある世帯においては、特に厳しい環境にあり、学力の格差、保護者の深夜就労や長時間労働等による子どもへの関わりの欠如や孤立、生活習慣の乱れ、核家族化等による子育てへの不安感や負担感、地域や社会からの孤立、さらには、保護者の意識や家庭の事情等から支援が必要な家庭が自ら支援を求めない場合がある等、複数の課題が相互に関係している状況にある。

本計画では、本市が取り組む事業の中から、「子どもの貧困対策」に関連する事業を体系化し、総合的な推進を図るとともに、「子どもへの学習支援」、「子どもや保護者への生活支援」、「保護者への就労支援」及び「支援の体制づくり」について、特に重点的に取り組むものとする。

### 2 基本理念

「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図る」とともに、また、上位計画である「子ども輝き未来プラン」の理念は、子どもの貧困対策においても不変であることから、その主旨を取り込み、以下とする。

**本市の未来を創る全ての子どもの最善の利益の実現を最優先に、子どもがその生まれ育った環境によって左右されることなく、将来にわたり夢や希望を持って育まれる、  
「子どもが輝くまち くまもと」の実現を目指す**

### 3 方向性

実態調査等による課題から、本計画における基本的な方向性を次のとおりとする。

- ① 将来の進学や就労に影響する学力格差の解消によって、世代間の貧困の連鎖を断つ。また、社会体験や他者との関わりの機会創出により、子どもの社会性や自己肯定感の向上を図り、生きる力を育てる。
- ② 子どもの孤立を防ぎ、子どもの健やかな心身の育成と基本的な生活習慣の形成を図る。また、保護者の養育環境を支援する。
- ③ 保護者の安定的就労を図るとともに、子育てにかかる経済的負担軽減を図る。
- ④ ①から③を推進するため、支援が必要な家庭を支える体制の構築を図る。

#### **4 基本目標及び施策体系**

方向性に基づく基本目標を以下のとおりとし、その基本目標のもと、施策を体系的に整理し総合的に推進していく。

##### **基本目標1**

**子どもの学力向上と社会を生きる力を育むための支援**

##### **基本目標2**

**子どもの健やかな心身の育成と保護者の養育環境を支援**

##### **基本目標3**

**子育て家庭の自立に向けた支援**

##### **基本目標4**

**支援が必要な家庭を支える体制づくり**

【施策体系】

本市の未来を創る全ての子どもの最善の利益の実現を最優先に、子どもがその生まれ育った環境によって左右されることなく、将来にわたり夢や希望を持って育まれる、「子どもが輝くまち くまもと」の実現を目指す

「子どもが輝くまち くまもと」の実現(78事業)

1.子どもの学力向上と社会を生きる力を育むための支援(19事業)

2.子どもの健やかな心身の育成と保護者の養育環境支援(25事業)

3.子育て家庭の自立に向けた支援(20事業)

〔重点施策1〕  
基礎学力の定着に向けた学習支援の充実

〔重点施策2〕  
子どもや保護者への生活支援等の推進

〔重点施策3〕  
ひとり親家庭への就労支援の充実

<p>(1) 子どもの学力・意欲の向上</p>	<p>①確かな学力の向上 ・(仮)放課後学習教室事業 ・子どもの学習支援事業</p> <p>②多様な体験機会の提供など豊かな心の育成 ・心の教育・体験学習推進 経費 ・学校・地域連携推進事業</p>	<p>(1) 子どもの生活・発育支援</p> <p>①子どもの健康づくり ・学校教育・食育推進事業</p> <p>②社会的養護が必要な子どもの支援 ・要保護児童対策事業</p> <p>③子どもの居場所づくり ・子ども食堂関連団体支援</p>	<p>(1) 就労支援</p> <p>①ひとり親家庭等の就労支援 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・人手不足・多様な働き方支援就職面談会事業</p>
<p>(2) 学びの環境支援</p>	<p>①教育相談体制の整備 ・スクールカウンセラー配置事業</p> <p>②教育にかかる経済的支援 ・小・中就業援助事業</p>	<p>(2) 保護者の養育支援</p> <p>①妊産婦等保護者の養育支援 ・産前・産後母子支援事業</p> <p>②保育等の確保 ・保育の実施 ・ファミリーサポートセンター事業</p>	<p>(2) 経済的支援</p> <p>①各種手当・貸付金など経済的支援 ・母子家庭自立支援給付金 ・養育費相談員設置事業</p>

4.支援が必要な家庭を支える体制づくり(14事業)

〔重点施策4〕  
生活に困難を抱える子どもたち等を支援に繋ぐ体制づくりの推進

<p>(1)相談事業・情報提供</p>	<p>①相談体制整備・情報提供の充実 ・スクールソーシャルワーカー配置事業</p>	<p>(2)関係機関等との連携・活動支援</p>	<p>②関係機関の連携・活動支援 ・エンゼル基金助成事業</p>
---------------------	---	--------------------------	--------------------------------------

## 5 計画全体の指標

本計画の取り組みにより、貧困から生まれる課題を克服し、夢や目標を持って成長していけることを目指すために、以下の検証指標を設定する。



## 6 重点的な取り組み

基本目標1～4に掲げたとおり、①「子どもの学力向上」、②「子どもの生活・発育支援」、③「保護者への就労支援」及び④「支援が必要な家庭を支える体制づくり」が喫緊の課題であることから、以下の事業を重点的に取り組むとともに、その検証指標を設定するもの。

### 1 基礎学力の定着に向けた学習支援の充実・・・基本目標1

学習支援については、これまでも、生活保護世帯に対する「子どもの学習支援事業」を実施し、高校進学等に向けた子どもの基礎学力の向上を図ってきたところである。

実態調査等からは、貧困線未満の世帯の子どもに成績良好の割合が低い傾向が見受けられる。また、平日の勉強時間については、貧困線未満の世帯やひとり親世帯で短い傾向にあり、保護者が勉強を見る頻度や学習塾に通う割合も低く、放課後の学習の機会が少ないことが窺える。塾に通っていない理由では、「経済的な負担がかけられないから」と回答した子どもの割合は、貧困線未満やひとり親世帯で2割を超えており、家庭の経済状況が子どもの学習の機会の差となって現れている。

このようなことから、学習の機会の確保と充実を図るとともに、子どもの将来が家庭の環境で左右されることなく、世代を超えて連鎖することがないよう、困窮世帯の保護者に対しては、積極的な情報提供を行うなかで、学習機会への参加の重要性の理解を図り、参加を促す必要がある。

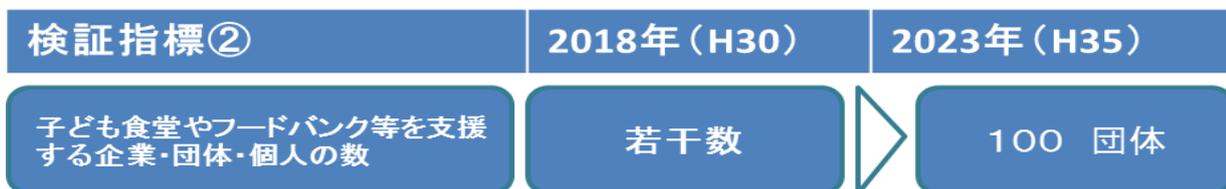
そこで、新たに、教員退職者や地域の協力者の支援による空き教室等を活用した「(仮)放課後学習教室」等により、学習機会の充実を図る。



## ② 子どもや保護者への生活支援等の推進・・・基本目標2

実態調査の「子どもが放課後だれと過ごしているか」では、「自分ひとり」と回答した子どもは、ふたり親世帯よりひとり親世帯の割合が高く、その過ごし方もテレビの視聴やゲームをする時間が長くなっている。また、「週にどのくらい保護者と一緒に夕食を食べているか」では、ひとり親世帯では一緒に食べる回数が少なく、保護者が家庭で子どもの勉強を見る頻度も、ひとり親世帯や貧困線未満の世帯で少ない傾向にある。さらに、生活に困難を抱える世帯において、学習習慣や学習の理解度などが相対的に低い傾向にあるなど、家庭での過ごし方が、基本的な生活習慣や学習習慣の形成に少なからず影響しており、保護者の就労や健康状態などにより、家庭だけではどうすることもできない状況にある世帯もある。このような状況は、地域の行事に参加することを遠ざけ、地域や社会からの孤立に繋がっている一因とも考えられる。

そこで、子どもたちなどへの食事の提供を地域で主体的に運営する「子ども食堂」への支援を拡大し、共働き世帯の子どもの孤食防止や居場所づくり、多世代交流によるコミュニケーション力の向上を図り、「子ども食堂」を通じて地域や社会との繋がりが促進されるよう取り組む。支援の拡大にあたっては、エンゼル基金などを積極的に活用するとともに、企業や個人への働きかけにより寄附金の増加を図る。さらに、子どもたちなどが安心して利用できるよう、フードバンクや子ども食堂の主催者に対し、衛生指導や食品安全管理に関する情報提供を行う。



## ③ ひとり親家庭への就労支援の充実・・・基本目標3

実態調査等からは、保護者の所得が低いほど正規雇用の割合が低くなっており、また、支援を必要とする家庭の保護者の特徴として、未就労や夜間就労、非正規雇用といった不安定な就労状況が多くみられることが分かった。

特にひとり親世帯では、育児中は就労できる時間に制約があり、非正規雇用をあえて選択するケースがある一方で、子どもを塾に通わせるため長時間労働や夜間就労により肉体的・精神的な余裕がなく、保護者の健康状態の悪化、生活習慣の乱れや子どもと関わる時間が持てないなどの問題に繋がっている。

また、未就労の場合には、子どもの就学資金の借り入れができず進学の妨げとなったり、就労していなくても制度の利用等により生活が成り立っていることで子どもの将来の就労意欲を阻害するなどの悪影響を及ぼし、貧困の連鎖を生む要因となっている。

このようなことから、本市では、児童扶養手当を受給中の母子家庭及び父子家庭に対し、専門のプログラム策定員が就労及び自立のためのプログラムを策定し、ハローワークと連携して就労支援を行っているが、1区役所のための配置であるため、今後、充実を図るとともに、他の支援事業の情報提供等を行うことで、就労の支援に繋げる。

〔プログラム策定による支援内容〕

- ① 母子・父子自立支援プログラム策定員が相談者と面接
- ② 相談者の状況を基に自立支援プログラムを策定
- ③ ハローワークへの紹介（策定員が同行）
- ④ ハローワークの就職支援ナビゲーターと協同で就労支援メニューを作成
- ⑤ 就職決定まで策定員が継続的に支援



4 生活に困難を抱える子どもたち等を支援に繋ぐ体制づくりの推進  
 ……**基本目標4**

実態調査等からは、所得が低いほど、また、ひとり親世帯で悩みを抱えている割合が高い一方、相談できる人の有無では、所得が低いほど、相談できる人はおらず、悩みを抱え、かつ、相談できる人がいない深刻な状況が窺える。また、支援者ヒアリングでは、経済的困窮や生活環境に問題を抱えていても、子ども自らが声を上げたり、保護者が自ら解決を図っていくことは極めて困難であるとの意見があった。このようなことから、早期の段階で生活支援や福祉制度に繋げていくことができるよう関係課や関係機関と取り組んでいる事業内容等の情報共有の場を設けることで、支援に繋ぐ体制の強化を図っていく。

とりわけ、学齢期における貧困やいじめ、不登校等の課題を抱えている子どもを早期に発見するためには、その発見過程において学校も重要な役割を担っていることから、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーと福祉部門や関係機関とのより一層の連携を図る必要がある。現在、連携内容等の協議を行っているところであり、今後も継続して協議を行うなど、支援体制づくりの整備を進める。



## 7 基本目標ごとの施策

### 基本目標1. 子どもの学力向上と社会を生きる力を育むための支援

基本施策(1) 子どもの学力・意欲向上

施策① 確かな学力の向上  
施策② 多様な体験機会の提供など豊かな心の育成

基本施策(2) 学びの環境支援

施策① 教育相談体制の整備  
施策② 教育にかかる経済的支援

### 基本目標2. 子どもの健やかな心身の育成と保護者の養育環境支援

基本施策(1) 子どもの生活・発育支援

施策① 子どもの健康づくり  
施策② 社会的養護が必要な子どもの支援  
施策③ 子どもの居場所づくり

基本施策(2) 保護者の養育支援

施策① 妊産婦等保護者の養育支援  
施策② 保育等の確保

### 基本目標3. 子育て家庭の自立に向けた支援

基本施策(1) 就労支援

施策① ひとり親家庭等の就労支援  
施策② 保育等の確保(再)

基本施策(2) 経済的支援

施策① 各種手当・貸付金など経済的支援

### 基本目標4. 支援が必要な家庭を支える体制づくり

基本施策(1) 相談事業・情報提供

施策① 相談体制整備・情報提供の充実

基本施策(2) 関係機関等との連携・活動支援

施策① 関係機関の連携・活動支援

## 基本目標 1 子どもの学力向上と社会を生きる力を育むための支援

子どもが夢や希望を抱き、自ら学び考え、自らの力で将来の夢に向かうためには、その育った環境に左右されず等しく教育を受け、また、心身ともに健全に育成され、「生きる力」が育まれる機会が必要である。

さらに、将来、社会の一員として自立して行くためには、学習のみならず、自らが夢や希望を見出し、それに向かって困難にぶつかりながらも進んで行くことができる力や意欲を育むとともに、自己肯定感を高めることが重要である。

そこで、子どもの学びの機会を確保し、豊かな人間性が生まれ、自分の将来を切り拓けるような育成支援を行う。

### 取り組み内容

- ・子どもの学力の向上、学習機会の提供
- ・学習の機会への参加促進
- ・子どもの社会を生きる力と意欲の向上
- ・子どもの自立・健全育成
- ・教育に関する相談・経済的支援 など

### ▼▼事業一覧▼▼

#### 【基本施策（1）】子どもの学力・意欲向上

事業名	事業概要	所管課
<b>施策① 確かな学力の向上</b>		
(仮) 放課後学習教室事業	教員退職者や地域の協力者の支援による空き教室等を活用した「(仮) 放課後学習教室」等の実施により、学習機会の充実を図る。	子ども政策課
子どもの学習支援事業(再 2.1.3)	被保護世帯の親から子への貧困の連鎖を防ぐため、被保護世帯の中学生を対象に、基礎学力の向上のための学習支援を行う。	保護管理援護課
学力向上対策経費	学力向上に向けた支援が必要な小学校に対し、学力向上支援員を派遣する。また、「学びノート教室」を開催し、子どもたちの基礎学力の定着を図る。	指導課
<b>施策② 多様な体験機会の提供など豊かな心の育成</b>		
心の教育・体験学習推進経費	芸術家やアナウンサーなど地域人材を学校に招いた講演や体験学習、職業体験などを通して、感性を磨き、心の教育の充実を図るとともに、勤労体験による自己実現の力と社会に貢献できる力を培う。	指導課
学校・地域連携推進事業	「学校支援ボランティア」の充実を図り、地域と連携協力した開かれた学校づくりを進める。	学務課

総合型地域スポーツクラブ推進経費	学校施設や公共スポーツ施設を活用し、他種目・多世代型のスポーツクラブを地域に育成する。	スポーツ振興課
中学生地域交流推進事業経費	中学生に地域社会の一員として誇りや地域への親しみを育むため、中学校区を単位とした中学生と地域住民とのふれあい活動を支援する。	生涯学習課 各区総務企画課
子どもスポーツ教室	放課後等に学校の施設を活用して、子どもたちの安全・安心なスポーツ活動拠点（居場所）づくりを行う。	スポーツ振興課
プレイパーク関連経費	地域が主体となり開設するプレイパークに遊び材料・工作道具代やプレイリーダーの養成・派遣などの支援を行う。	生涯学習課 各区総務企画課
まちづくり推進経費	区の特性を生かしたまちづくり推進事業において、子どもも参加できるイベント等を実施する。	各区総務企画課

### 【基本施策（2）】学びの環境支援

事業名	事業概要	所管課
<b>施策① 教育相談体制の整備</b>		
スクールソーシャルワーカー（SSW）配置事業（再 4.2.1）	貧困やいじめ、不登校等諸問題の積極的予防及び解消のため、スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携を図り、課題や環境の改善を行う。	総合支援課
学校教育コンシェルジュ設置経費	保護者からの学校教育に関するあらゆる相談に応じる学校教育コンシェルジュを設置する。	総合支援課
いじめ不登校対策経費	いじめや不登校等の未然防止、早期発見、対応、緊急時の対応等を総合的に実施し、いじめや不登校児童生徒の減少を図る。	総合支援課
教育相談経費	発達や就学、いじめや不登校などの教育に関する相談、不登校児童生徒に対する適応指導を行う。	総合支援課
スクールカウンセラー配置事業	いじめ・不登校・暴力行為等の問題行動に関し、専門的カウンセリング等による対応を行うスクールカウンセラーを配置する。	総合支援課
<b>施策② 教育にかかる経済的支援</b>		
小・中・就学援助経費	経済的な理由によって、就学困難と認められる児童の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する。	学務課
奨学金貸付事業	高等学校、大学等に在学する者で、経済的理由により修学が困難なものに対し、奨学金の貸付けを行う。	学務課

交通遺児対策経費	交通遺児の健全な育成を図るため、交通遺児援助基金からの運用収入等により、就学援助金及び図書カードを支給する。	生活安全課
高等学校等就学支援金	高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、就学支援金を支給する。	学務課

## 基本目標 2 子どもの健やかな心身の育成と保護者の養育環境を支援

子どもが心身ともに健全に育成されるためには、身体的にも精神的にも安定した生活を過ごすことができる環境が必要である。家庭においては、子どもの生活力を育むとともに、情緒の安定や人格の形成など、健やかな子どもの育ちが図られる必要があるが、保護者の病気等により、特に子どもの養育環境に困難を来たしている家庭も存在する。

さらに、子どもが家庭や学校以外の他者とも安定的な関係性を築き社会性が育まれるためには、地域や社会との繋がりを持ちながら、子どもの育ち・成長を支え保護者も共に社会から孤立しない環境整備が必要である。

そこで、子どもの健やかな心身の育成とともに、安定した家庭生活や健康の保持、基本的な生活習慣の形成に向けた支援を行う。

### 取り組み内容

- ・子どもの居場所づくり
- ・子どもの健康の保持・増進
- ・子どもの生活習慣の形成・社会的孤立の防止
- ・社会的養護が必要な子どもへの支援
- ・妊産婦など保護者への養育支援や保育等の確保 など

### ▼▼事業一覧▼▼

#### 【基本施策（1）】子どもの生活・発育支援

事業名	事業概要	所管課
<b>施策① 子どもの健康づくり</b>		
学校給食・食育推進事業	給食関係職員の技能向上等を目的とした研修を実施するとともに、児童生徒が食への理解や正しい食習慣を身につけるよう食育を推進する。	健康教育課
子どもの健康づくり・体力向上推進経費	いきいき健康づくりプログラムの活用とともに、『体力向上プログラム』を平成29年3月に作成し、体力向上に取り組む。また生活習慣病予防検診等を活用し、生活習慣病の予防を図る。	健康教育課

幼児健診経費	幼児健診（1歳6か月健診、3歳児健診）の結果、精密検査が必要な者に対して専門の医療機関で検査を実施する。	子ども政策課
妊婦・乳児健康診査経費	妊婦健康診査、乳児健康診査（3か月児、7か月児）を医療機関に委託して実施する。	子ども政策課
食育推進ネットワーク経費 （再 2.2.1）	乳幼児期の子どもたちとその保護者の食育を推進するため、保育所・幼稚園、地域支援者と協働で地域における食育活動を展開し、共食の重要性や体験を通じた食育の推進を図る。（熊本市子どもの食育推進ネットワーク）	健康づくり推進課
<b>施策② 社会的養護が必要な子どもの支援</b>		
要保護児童対策事業管理経費	虐待予防及び早期発見・対応のため、市要保護児童対策地域協議会の運営と各区に児童虐待相談員の配置等を行うとともに職員の資質向上を図る。	子ども政策課
児童虐待防止対策支援経費	児童虐待に対して、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関等の協力を得て、高度で専門的な対応を可能とする体制を確保する。	児童相談所
身元保証人確保対策事業	児童養護施設等を退所した児童の身元保証人となった場合の損害保険料に対する補助を行う。	児童相談所
<b>施策③ 子どもの居場所づくり</b>		
子ども食堂関連団体支援 （再 4.2.1）	子どもの貧困や子どもの孤食、子どもの居場所づくり、食育、多世代交流の機会等を目的に開催される地域の子ども食堂のネットワークや連携・情報共有を図る。	子ども政策課
児童育成クラブ管理運営経費	児童育成クラブ管理運営に対する経費	青少年教育課
児童育成クラブ施設整備経費	児童育成クラブの環境整備のために適切な施設整備を行うとともに、学校施設の利用等を推進していく。	青少年教育課
子どもの学習支援事業 （再 1.1.1）	被保護世帯の親から子への貧困の連鎖を防ぐため、被保護世帯の中学生を対象に、基礎学力の向上のための学習支援を行う。	保護管理援護課

【基本施策（2）】保護者の養育支援

事業名	事業概要	所管課
<b>施策① 妊産婦等保護者の養育支援</b>		
産前・産後母子支援事業	出産後の養育について、特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するため、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業を実施する。	子ども政策課

養育支援家庭訪問事業	養育支援が特に必要な妊産婦、乳児に対して、助産師、保健師による訪問支援、産後ホームヘルプサービスを実施する。	子ども政策課 各区保健子ども課
こんにちは赤ちゃん事業	助産師会や産科医療機関をはじめ、地域組織の協力を得ながら、生後4か月までの乳児のいる家庭に対する訪問を実施する。	子ども政策課 各区保健子ども課
助産・母子生活支援施設措置経費 (再 3.2.1)	助産施設での出産や保護を必要とする母子の母子生活支援施設への入所措置を行う。	子ども政策課 各区保健子ども課
妊婦歯科検診経費	妊婦を対象として、妊婦歯科健診を歯科医療機関に委託して実施する。	子ども政策課
母子保健相談指導事業	親子(母子)健康手帳を交付し、妊産婦の個別保健相談を実施する。	子ども政策課
子育て支援ネットワーク推進経費 (再 4.2.1)	校区に設置されている「子育て支援ネットワーク」により、それぞれの地域の特性に応じた子育て支援活動を展開する。	子ども政策課
食育推進ネットワーク経費 (再 2.1.1)	乳幼児期の子どもたちとその保護者の食育を推進するため、保育所・幼稚園、地域支援者と協働で地域における食育活動を展開し、共食の重要性や体験を通じた食育の推進を図る。(熊本市子どもの食育推進ネットワーク)	健康づくり推進課
<b>施策② 保育等の確保</b>		
保育の実施	未就学児の教育・保育、一時預かり、時間外保育に係る事業を実施する。	保育幼稚園課
病児・病後児保育事業	小学3年生までの病気や病気回復期の子どもを医療機関等で一時的に預かり、仕事と育児の両立を支援する。	子ども支援課
利用者支援専任チーム関連経費	各区役所に利用者支援員を配置し、特に保育施設の利用斡旋を実施する。	保育幼稚園課
ファミリーサポートセンター経費	地域における子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(協力会員)の会員組織による相互援助活動を行う。	子ども支援課
子育て支援短期利用経費	保護者が疾病や社会的な理由等で子どもの世話ができなくなった場合に、一時的に児童福祉施設で預り又は保護を行う。	子ども政策課

### 基本目標 3 子育て家庭の自立に向けた支援

子育て家庭の生活基盤が安定し、経済的に自立するためには、安心かつ安定的な就労・収入の確保が重要であるが、特に、ひとり親家庭や要保護世帯では、不安定な就労等により、経済的にも厳しい状況にある場合がある。

また、保護者の就労のためには、安心して子どもの保育等を受けることができる環境が確保されている必要がある。

そこで、ひとり親家庭等の就労支援や経済的支援とともに、子どもの保育環境等の確保、また、特に子どもの養育に課題を有する家庭に対する支援を行う。

#### 取り組み内容

- ・特に支援を要するひとり親家庭、要保護世帯への支援 など
- ・保護者の生活基盤安定に向けた経済的負担軽減や就労支援（保護者・子ども）
- ・安心して子育てできる保育・放課後児童対策等の環境づくり

#### ▼▼事業一覧▼▼

##### 【基本施策（1）】就労支援

事業名	事業概要	所管課
<b>施策① ひとり親家庭等の就労支援</b>		
母子・父子自立支援プログラム策定事業（再 4.1.1）	児童扶養手当受給中の母子家庭及び父子家庭に対し就労及び自立のためのプログラムを策定し、ハローワークと連携して就労支援を行う。	子ども支援課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭・寡婦及び父子家庭において、一時的に日常生活の援助や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣する。	子ども支援課
母子自立支援員設置経費	母子父子寡婦世帯等からの相談業務、母子父子寡婦福祉資金の貸付や自立支援給付事業の案内受付業務等を行う。	子ども支援課
母子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の父母が安定した職に就くための講座等の受講料、又は資格を取得するために修業する全期間に対し促進費を給付する。	子ども支援課
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金の受給者に対し貸付けを行い、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促し、自立の促進を図る。	子ども支援課

人手不足・多様な働き方支援就職面談会事業 (再 4.1.1)	市役所本庁舎 14 階で合同就職面談会を開催する。	しごとづくり推進室
障がい者・母子家庭の母雇用対策事業	障がい者・母子家庭の母の雇用促進を図るため、市内に事業所を有する事業主が、市内在住の障がい者(身体・知的・精神)、母子家庭の母等を継続して雇用した事業所に対して雇用奨励金を交付する。	しごとづくり推進室

### 【基本施策(2)】経済的支援

事業名	事業概要	所管課
<b>施策① 各種手当・貸付金など経済的支援</b>		
母子生活支援施設入所処置	配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子とその児童(18歳未満)を入所させて保護し、その自立の促進のために生活を支援する。	子ども政策課
子ども医療費助成	子どもの医療費について、その養育者に対し助成を行う。	子ども支援課
幼稚園就園奨励費	保護者の経済的負担軽減を図るため、入園料及び保育料の一部を助成する。	保育幼稚園課
実費徴収に係る補足給付事業	生活保護世帯を対象として、保育所等において保育料以外に徴収される学用品等の実費を助成し、負担軽減を図る。	保育幼稚園課
多子世帯・ひとり親世帯の保育料等負担軽減	世帯第3子以降の保育料等の経済的負担軽減を図る。	保育幼稚園課
放課後児童健全育成事業利用者負担金免除	児童育成クラブを利用する生活保護世帯及び就学援助制度利用世帯に対し免除を行う。	青少年教育課
児童手当給付経費	中学校修了までの児童を養育している者に対し、手当を支給する。	子ども支援課
児童扶養手当支給事業	父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため手当の支給を行う。	子ども支援課
養育費相談員設置経費 (再 4.1.1)	養育費専門相談員が、養育費の取り決めや支払いの履行等に関する相談に応じるとともに情報提供等を行う。	子ども支援課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成する。	子ども支援課

(特) 母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭または父子家庭等の経済的自立を援助し、その扶養する児童等の福祉の向上を図るために、資金の貸付を行う。	子ども支援課
市営住宅一般住宅優遇措置	ひとり親世帯等について、市営住宅入居の定期募集において抽選優遇を行う。	住宅課
助産・母子生活支援施設措置経費 (再 2.2.1)	助産施設での出産や保護を必要とする母子の、母子生活支援施設への入所措置を行う。	子ども政策課 各区保健子ども課

#### 基本目標 4 支援が必要な家庭を支える体制づくり

本市では、各区役所窓口や個別相談窓口において、子育ての悩み・相談対応や子育て情報の発信を行うとともに、地域の子育て支援センターや児童館等を「子育てほっとステーション」と位置づけ、子育ての不安・負担感の解消に努めてきた。しかし、支援が必要な家庭ほど孤立化しやすく、情報が届かない場合もあること、また、自ら困難を発信できない状況にある子育て家庭も存在する。加えて、子ども自身の悩み等にも対応する相談機能も必要である。

そこで、妊娠・出産、育児、就学、就労等、各ステージに応じ、必要とする情報が必要とする家庭等に届くような情報提供と相談対応、行政内部での情報共有、さらには、関係機関や地域も含めた支援のネットワーク構築を図る。

#### 取り組み内容

- ・ 公的な相談体制の整備・公的機関の情報共有と連携
- ・ 地域・関係機関との連携・ネットワークづくり など

#### ▼▼事業一覧▼▼

##### 【基本施策（1）】相談事業・情報提供

事業名	事業概要	所管課
<b>施策① 相談体制整備・情報提供の充実</b>		
母子・父子自立支援プログラム策定事業 (再 3.1.1)	児童扶養手当受給中の母子家庭及び父子家庭に対し就労及び自立のためのプログラムを策定し、ハローワークと連携して就労支援を行う。	子ども支援課
養育費相談員設置経費 (再 3.2.1)	養育費専門相談員が、養育費の取り決めや支払いの履行等に関する相談に応じるとともに情報提供等を行う。	子ども支援課

人手不足・多様な働き方支援就職面談会事業（再 3.1.1）	市役所本庁舎 14 階で合同就職面談会を開催する。	しごとづくり推進室
妊娠に関する悩み相談事業	妊娠に関する悩み、経済面・育児面等の不安など多岐にわたる相談に対応する。	子ども・若者総合相談センター
子ども・若者総合相談室運営経費	電話やメール、面接等により、子ども・若者に関するあらゆる相談に対応し、緊急性や専門性の高い相談については専門機関へ繋ぐ。	子ども・若者総合相談センター
夜間・休日子ども・若者総合相談経費	夜間・休日等開庁時における子ども・若者に関する電話相談及び児童相談所の時間外電話対応を行う。	子ども・若者総合相談センター
福祉総合相談支援センター・自立相談支援センター	「熊本市福祉相談支援センター・生活自立支援センター」にて、福祉の総合相談や生活困窮者の相談にワンストップで対応する。	保護管理援護課
家庭教育推進経費	子を持つ保護者を中心に、家庭教育についての学習機会を提供するとともに、その重要性について啓発する。	青少年教育課
子育て支援情報提供事業	「結婚・子育て応援サイト」やホームページの運用、「満1歳おめでとうカード」を満1歳時に送るなど、適切な時期に必要な情報提供を実施する。	子ども政策課

### 【基本施策（2）】関係機関等との連携・活動支援

事業名	事業概要	所管課
<b>施策① 関係機関の連携・活動支援</b>		
子ども食堂関連団体支援（再 2.1.3）	子どもの貧困や子どもの孤食、子どもの居場所づくり、食育、多世代交流の機会等を目的に開催される地域の子ども食堂のネットワークや連携・情報共有を図る。	子ども政策課
スクールソーシャルワーカー（SSW）配置事業（再 1.2.1）	貧困やいじめ、不登校等諸問題の積極的予防及び解消のため、スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携を図り、課題や環境の改善を行う。	総合支援課
庁内連携体制の強化	熊本市子どもの未来応援プロジェクトの庁内連携体制の強化を図る。	子ども政策課
エンゼル基金関係経費	子育て支援活動や子どもの健全育成活動等を展開する団体等へ助成を行う。	子ども政策課
子育て支援ネットワーク推進経費（再 2.2.1）	校区に設置されている「子育て支援ネットワーク」により、それぞれの地域の特性に応じた子育て支援活動を展開する。	子ども政策課

## 8 計画の推進

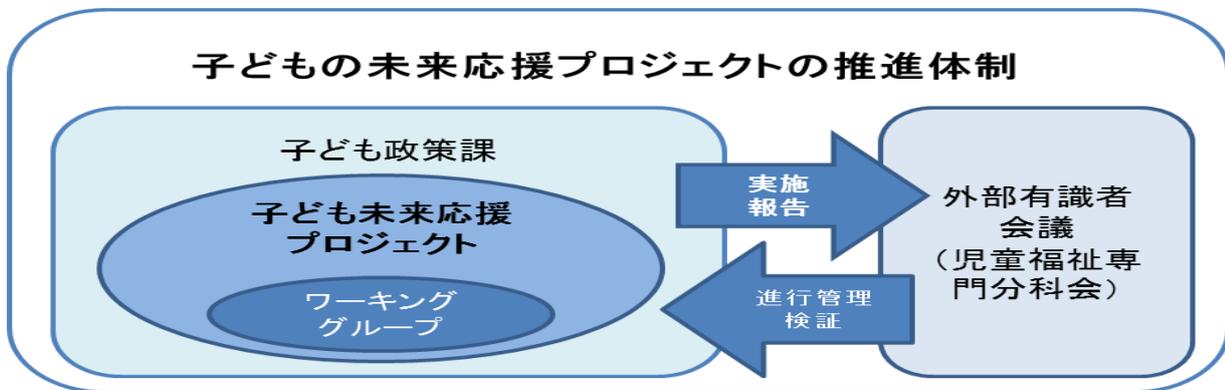
### ①計画の推進体制

子どもの貧困対策の推進のためには、子どもの学び、生活、保護者の就労等幅広い対応と支援が必要であり、庁内の関係課や関係機関との効果的な連携を図る必要がある。

そこで、庁内の関係課で構成する「子どもの未来応援プロジェクトチーム」において、引き続き情報共有と事業の連携を図るとともに、効果的な施策検討を行う。

### ②計画の進行管理・検証

熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（外部有識者会議：委員 10 人）で計画の進行管理及び検証を実施する。



## 【参考資料】

# 熊本市子どもの生活等実態調査結果（抜粋）

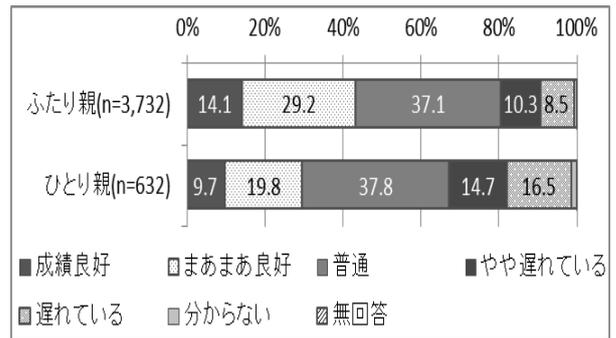
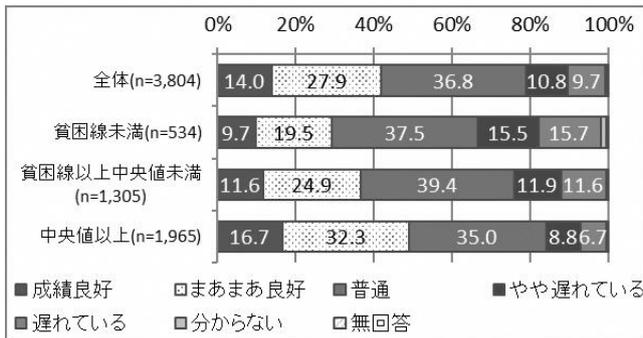
## 【アンケート調査】

### I) 子どもの学習や社会性

#### 1) 子どもの学習等

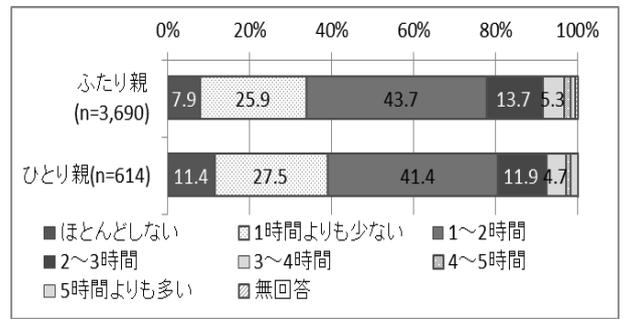
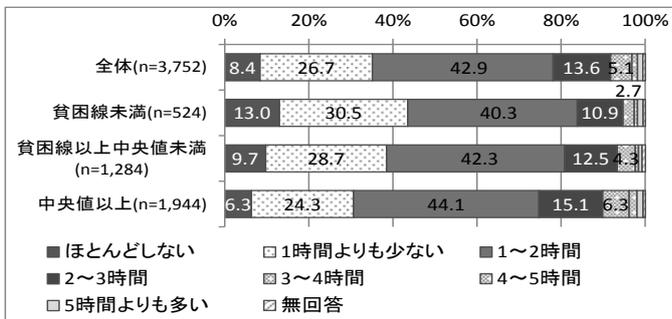
##### ① 成績と所得及び家族構成（保護者回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「成績良好」の割合が低い傾向にある。



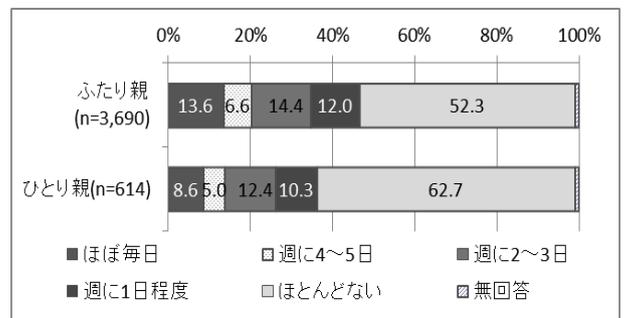
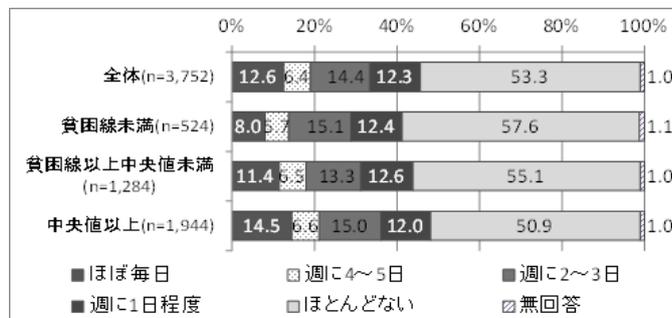
##### ② 平日の勉強時間（子ども回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「勉強時間」が短い傾向にある。



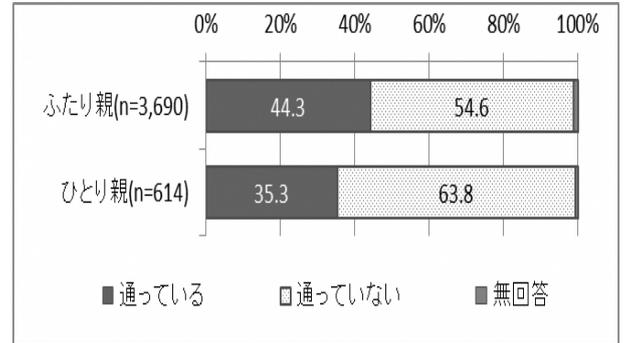
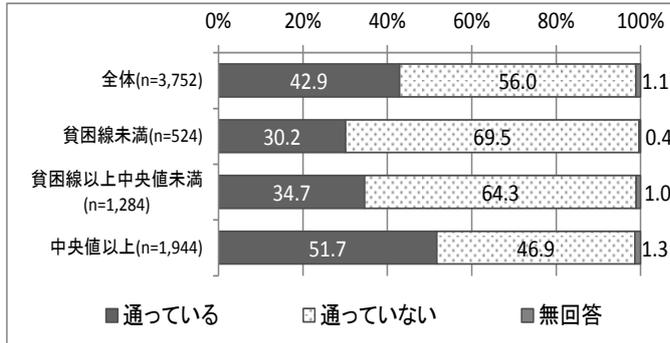
##### ③ 保護者に勉強をみてもらう頻度（子ども回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「勉強をみてもらう頻度」が低い傾向にある。



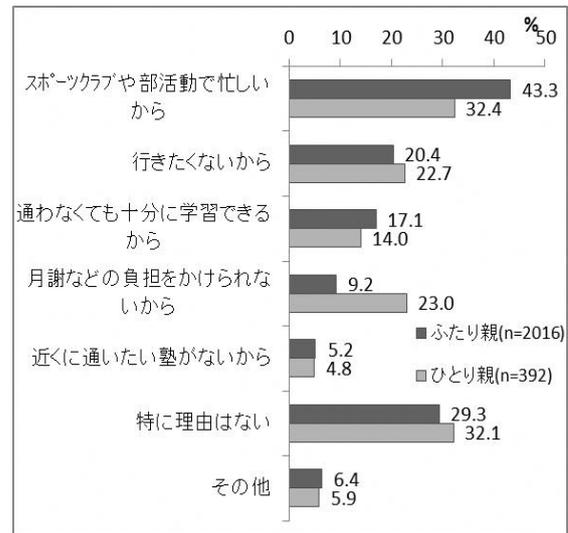
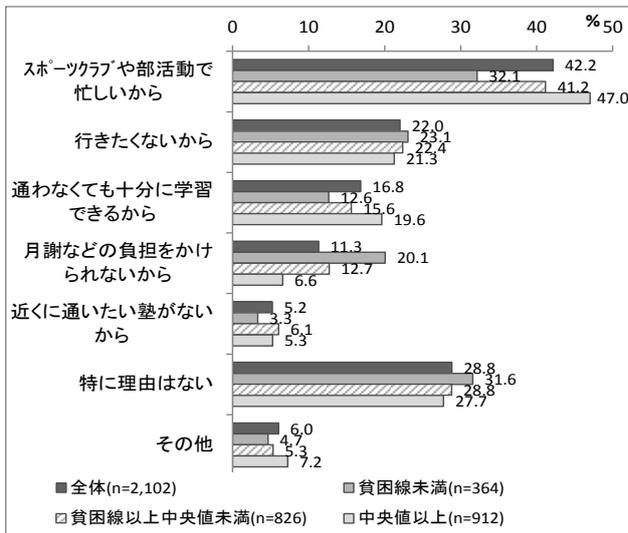
#### ④-1 塾の利用（子ども回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「塾に通っている」の割合が低い傾向にある。



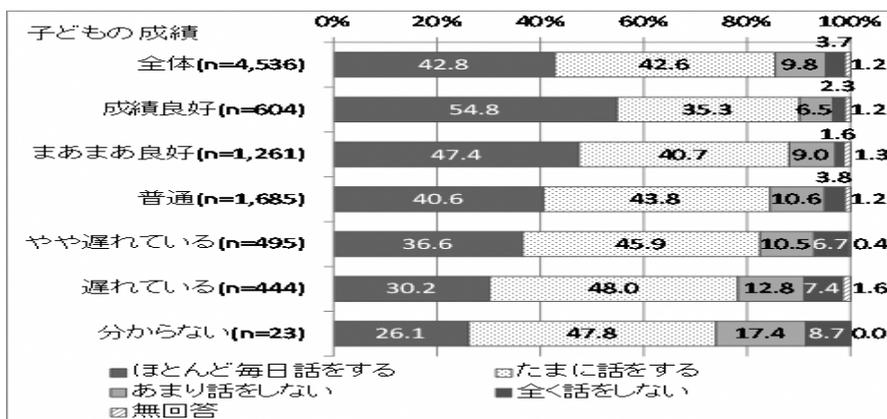
#### ④-2 塾に通っていない理由（子ども回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「月謝などの負担をかけられないから」の割合が高い傾向にある。



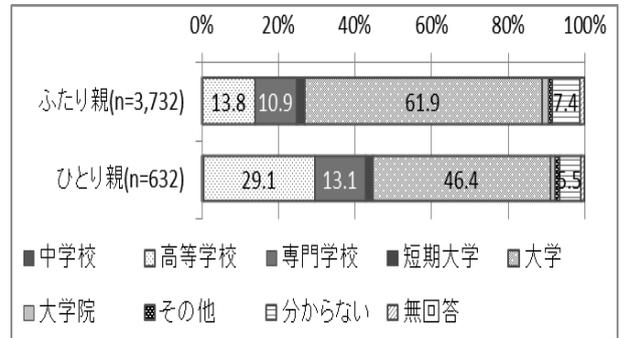
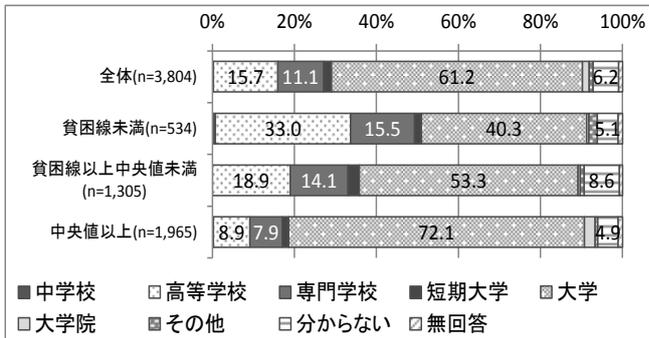
#### ⑤ 「子どもの成績（保護者回答）」と「保護者との会話の頻度（子ども回答）」との相関関係

成績が良好な子どもほど、「保護者とよく会話をする」傾向にあり、保護者の日常的な関わりが影響している可能性がある。



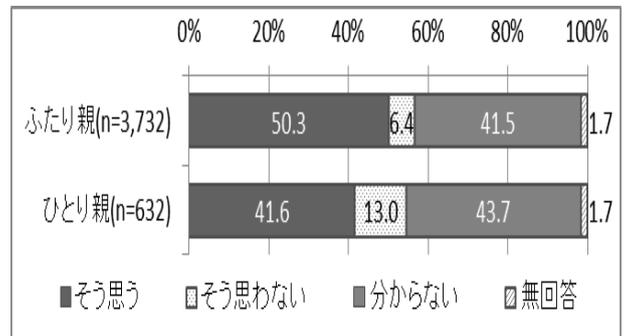
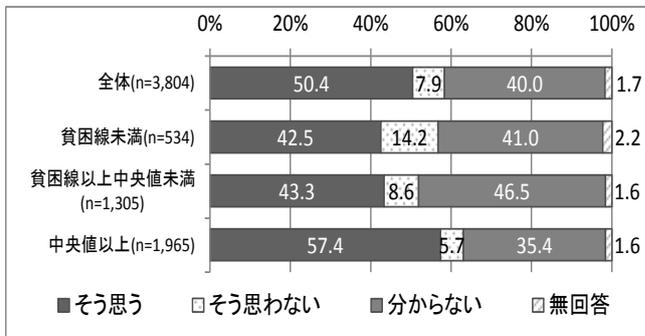
⑥ どの学校まで進学させたいと希望するか（保護者回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「大学まで」の割合が低い傾向にある。



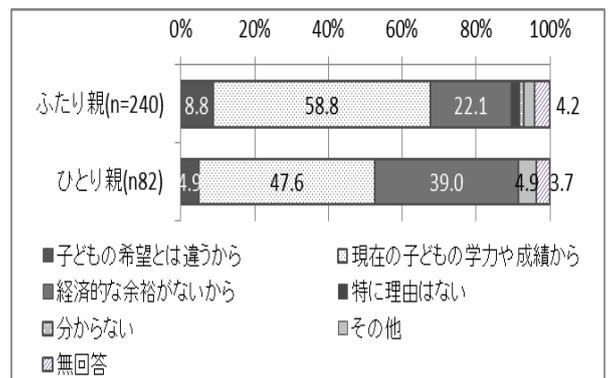
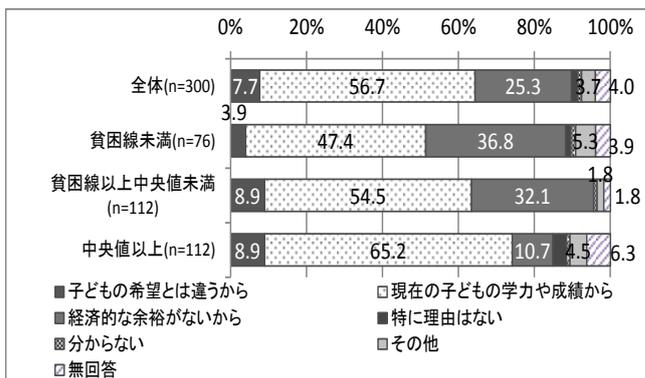
⑦-1 希望どおり子どもが進学できそうだと思うか（保護者回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「そう思う」の割合が低い傾向にある。



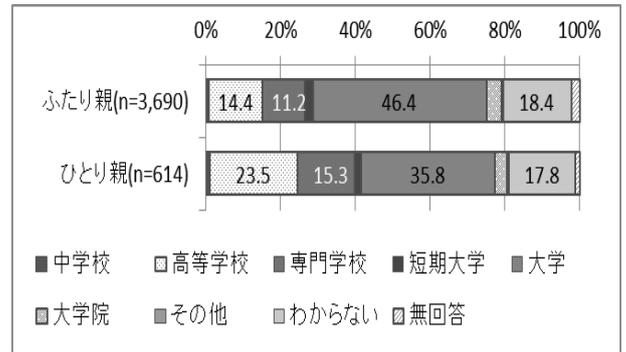
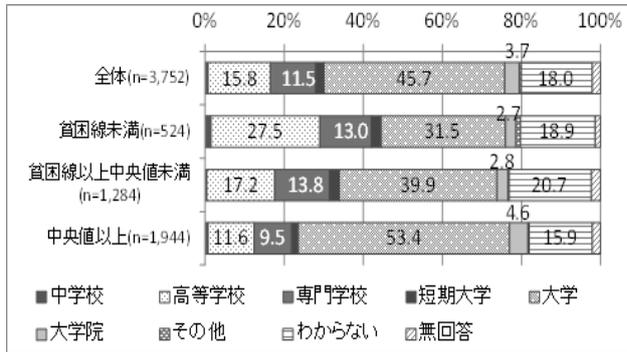
⑦-2 希望どおり進学できそうにないと思う理由（保護者回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「経済的な余裕がないから」の割合が高い傾向にある。



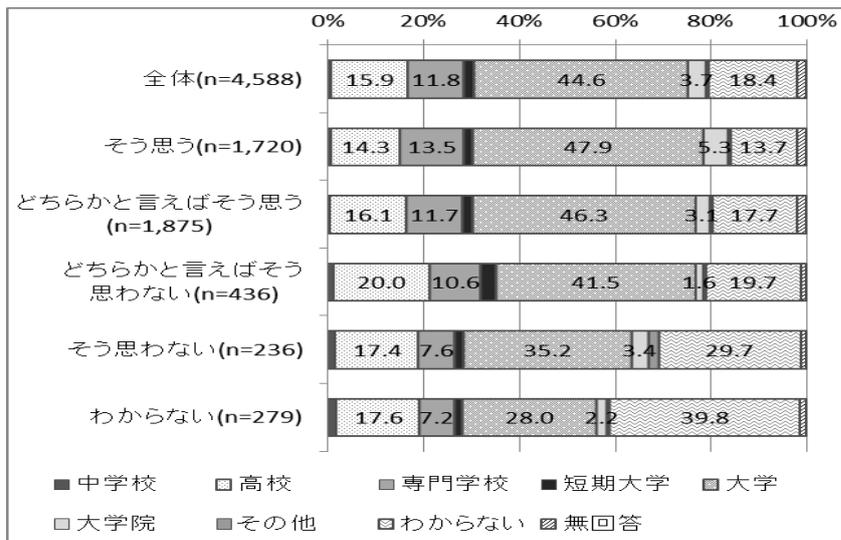
⑧ 進学希望（将来どの学校まで進学したいか）（子ども回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「大学まで」の割合が低い傾向にある。



⑨ 「難しいことでも失敗をおそれず何かに挑戦したいと思うか（子ども回答）」と「進学希望（子ども回答）」の相関関係

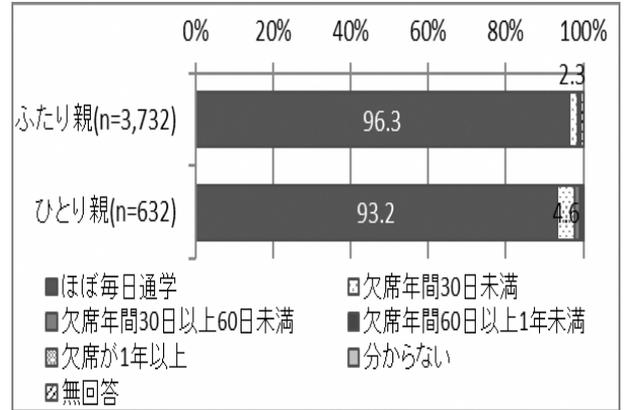
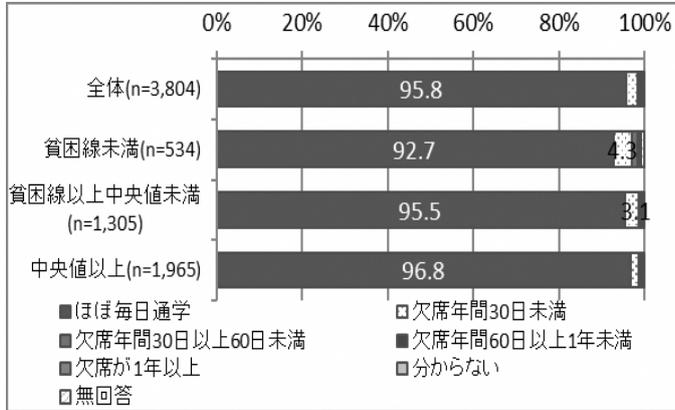
「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した子どもほど、「大学まで」を希望する割合が高い傾向にある。また、「分からない」と回答した子どもは、進学希望も「分からない」と回答した割合が高い傾向にあり、自己実現の意識と将来への自己可能性には関係性が見られる。



## 2) 子どもの社会性・自己肯定感

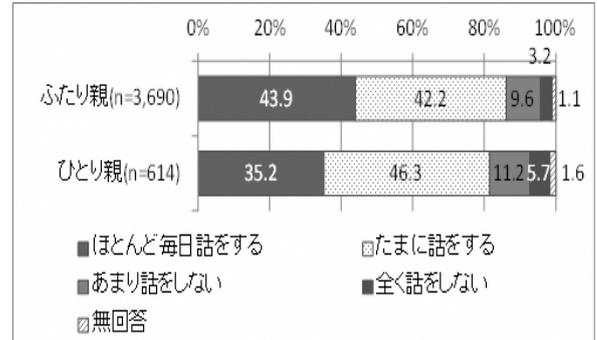
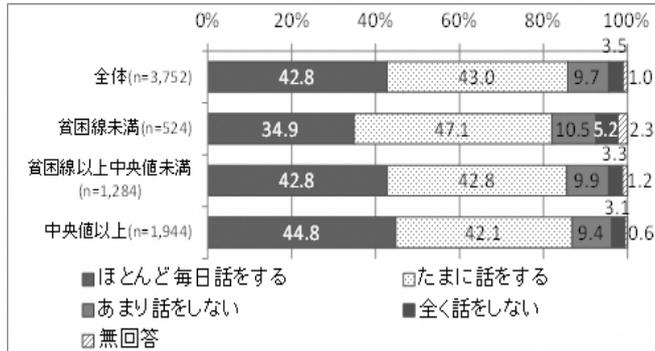
### ⑩ 子どもの通学状況（保護者回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「欠席が多い」傾向にある。



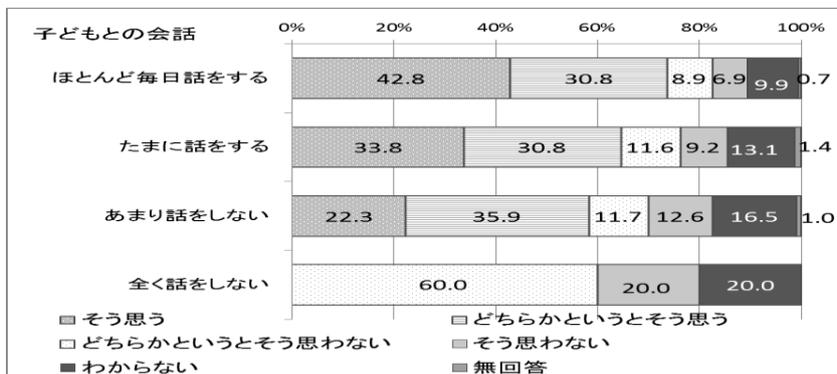
### ⑪ 保護者と学校の出来事を話すか（子ども回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「ほとんど毎日話をする」の割合が低い傾向にある。



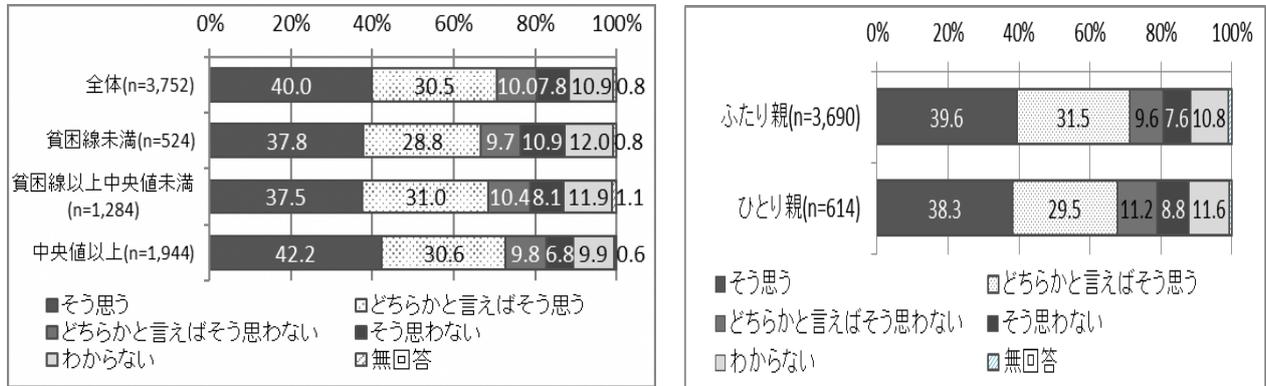
### ⑫ 「子どもとの会話の頻度」（保護者回答）と「自分には良いところがあると思うか」（子ども回答）の相関関係

「よく話す」子どもほど、「自分には良いところがある」の割合が高い傾向にある。



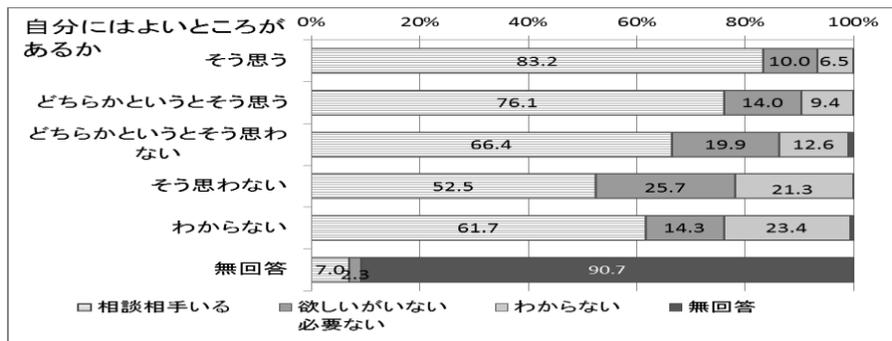
⑬ 自分には良いところがあると思うか（子ども回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の割合が低い傾向にある。



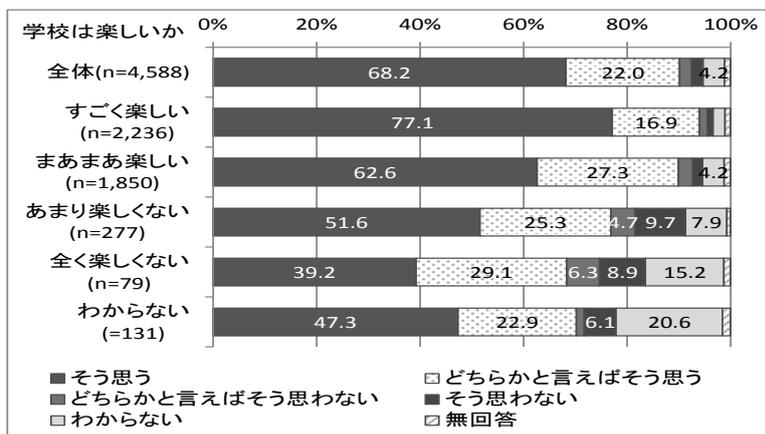
⑭ 「自分には良いところがあると思うか」と「悩みなどを相談できる人はいるか（子ども回答）」の相関関係

「自分には良いところがない」と回答した子どもは、「悩みを相談する相手が少ない」傾向にあり、家庭での関わりが少ないことに加え、他者とのコミュニケーションも不足していることが窺える。

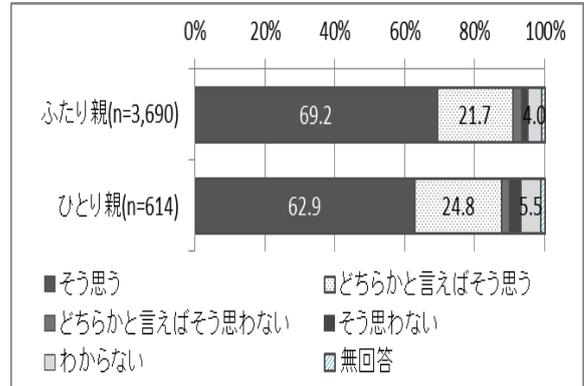
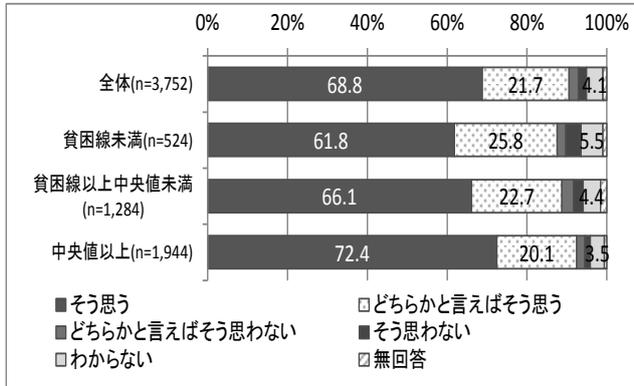


⑮ 「学校は楽しいか（子ども回答）」と「将来のため今頑張りたいか（子ども回答）」との相関関係

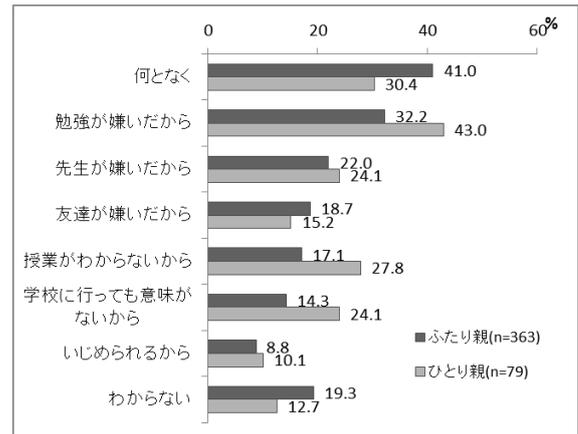
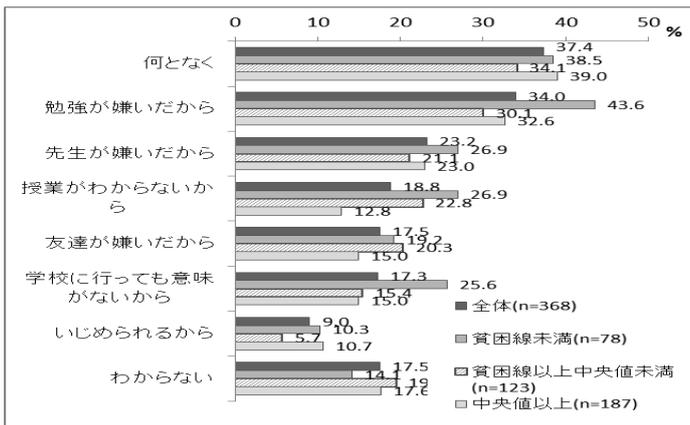
「学校が楽しい」ほど、「将来のために今頑張る」の割合が高い傾向にあり、学習環境と自己実現の関係性が見られる。



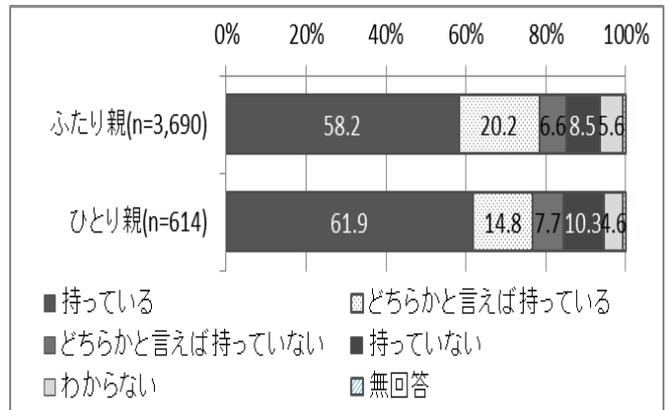
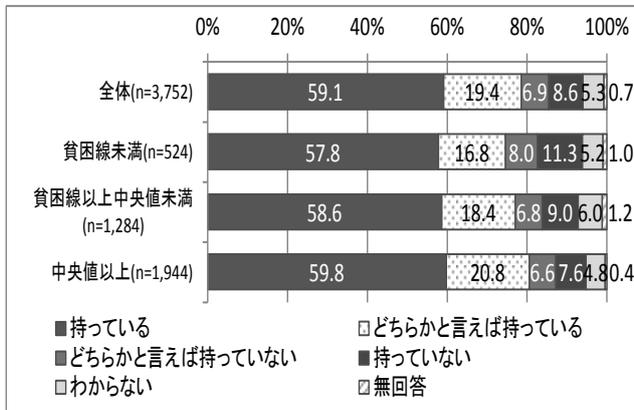
⑩ 将来のためにも、今、勉強やスポーツ・特技を頑張りたいと思うか（子ども回答）  
 貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「そう思う」の割合が低い傾向にある。



⑪ 学校が楽しくないと回答した子どものうち、その理由について（子ども回答）  
 貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「勉強が嫌いだから」「授業がわからないから」「学校に行っても意味がないから」の割合が高い傾向にある。



⑫ 将来の夢・希望や目標を持っているか（子ども回答）  
 貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「持っている」と「どちらかと言えば持っている」の割合が低い傾向にある。

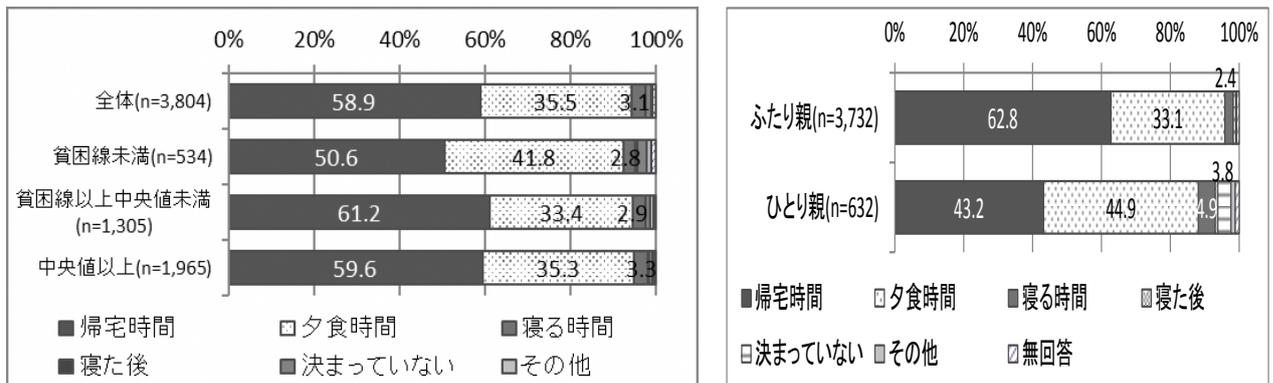


## Ⅱ) 子どもの健康や生活習慣、保護者のゆとりや関わり

### 1) 子どもの健康・生活習慣

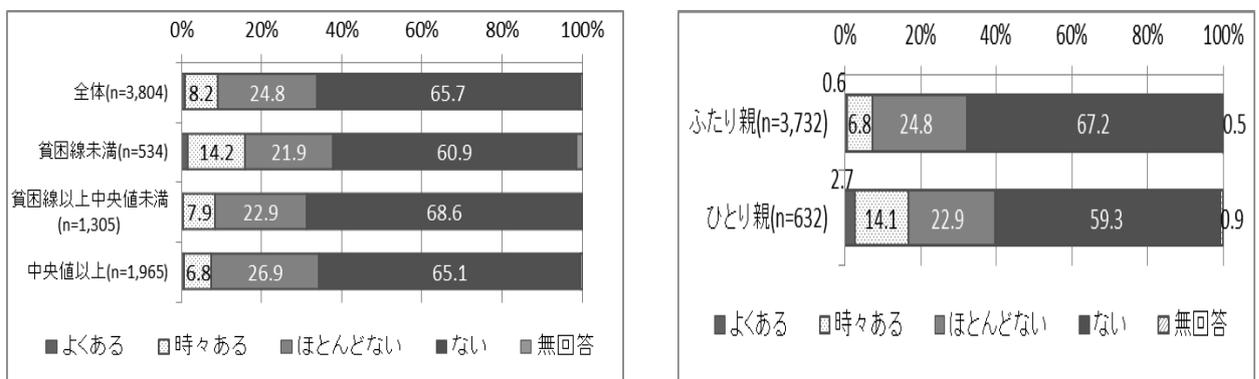
#### ① 保護者が家にいる時間帯（子どもが何をしている時間までには帰宅しているか） （保護者回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「帰宅時間」が遅い傾向にある。



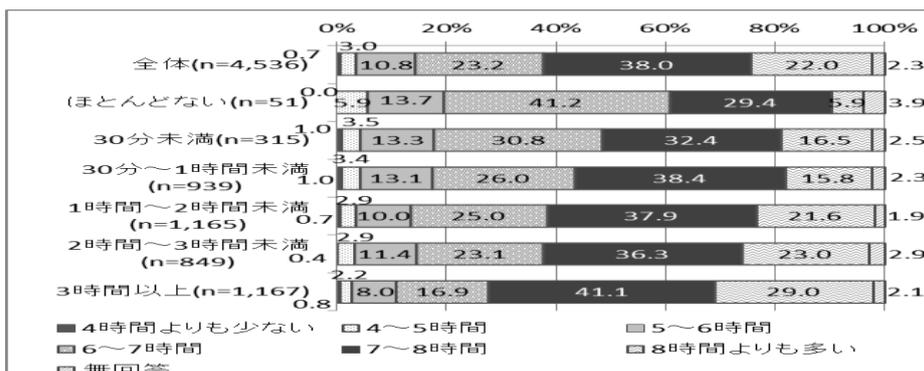
#### ② 子どもだけで夜間に留守番をすることがあるか（保護者回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「よくある」「時々ある」の割合が高い傾向にある。



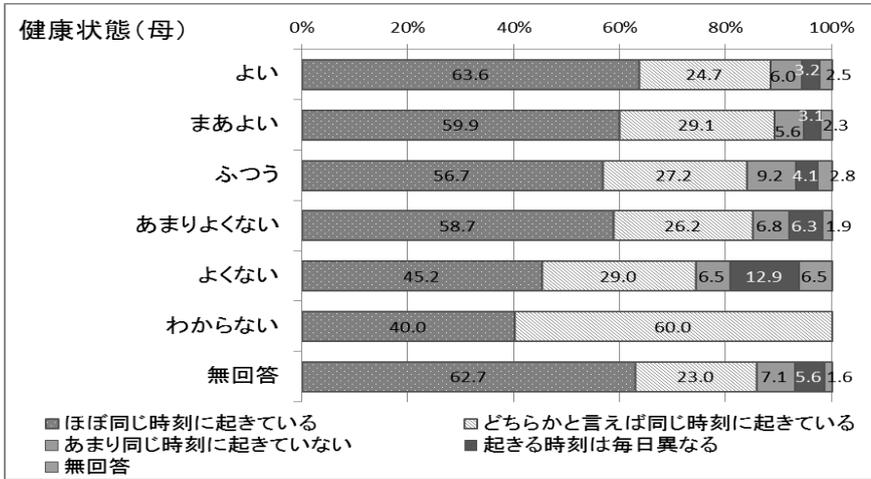
#### ③ 子どもと過ごす時間(平日)と平日の子どもの睡眠時間の相関関係

「子どもと過ごす時間がほとんどない」と回答した世帯では、「子どもの睡眠時間は短くなる」傾向にあり、過ごす時間が長くなるほど、睡眠時間は長くなる傾向にある。



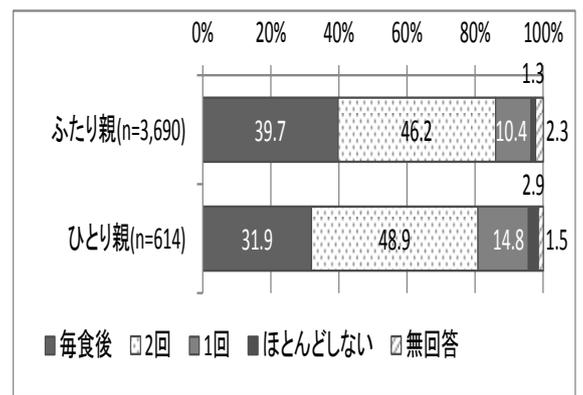
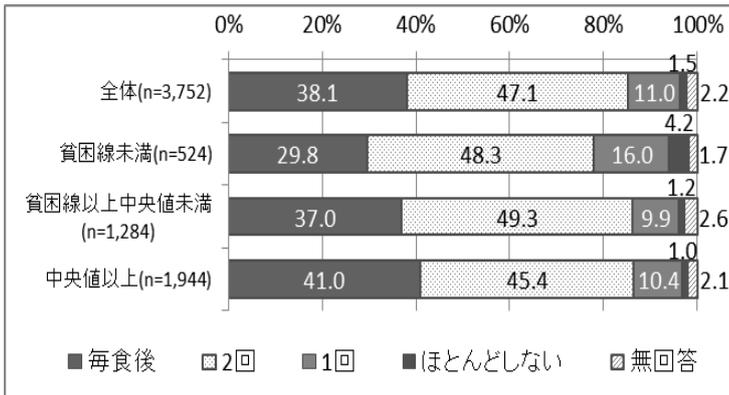
②② 保護者の健康状況（母）と平日の子どもの起床時刻の相関関係

母親の健康状況がよくない場合、「子どもの起床時刻が毎日異なる」の割合が高い傾向にあり、不規則な生活リズムになっている。



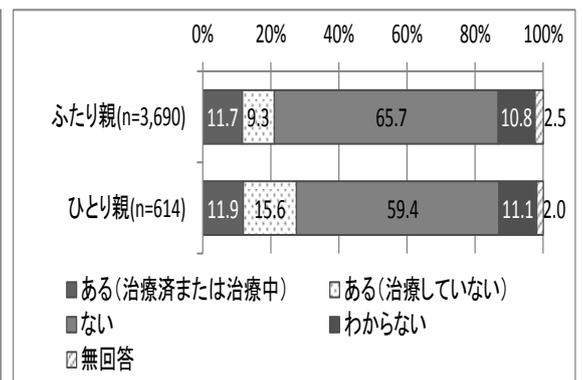
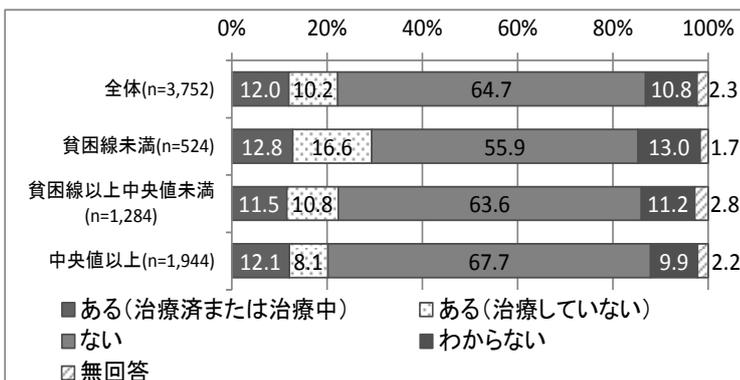
②③ 毎日の歯磨きの頻度（子ども回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「毎食後」の割合が低い傾向にある。



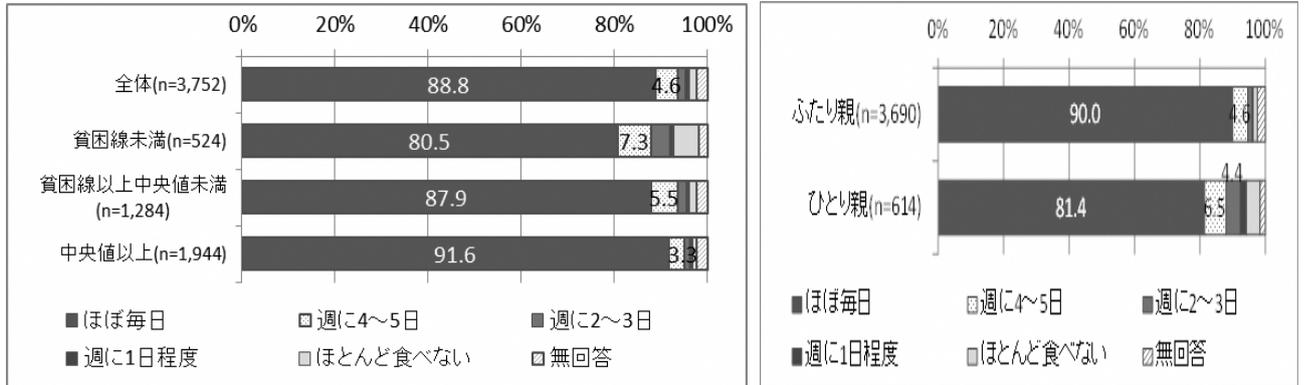
②④ 虫歯の有無（子ども回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「ある（治療していない）」の割合が高い傾向にある。



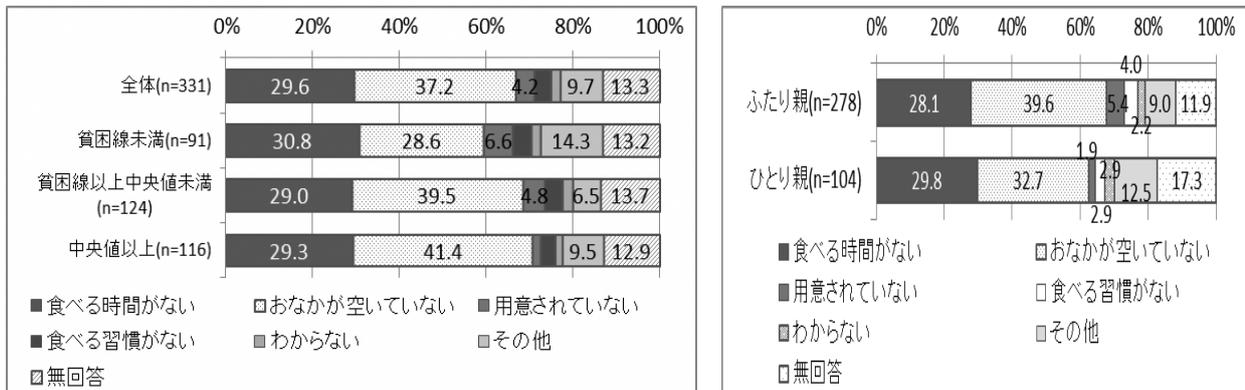
②⑤-1 週にどれくらい朝食を食べるか（子ども回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「ほぼ毎日」の割合が低い傾向にある。



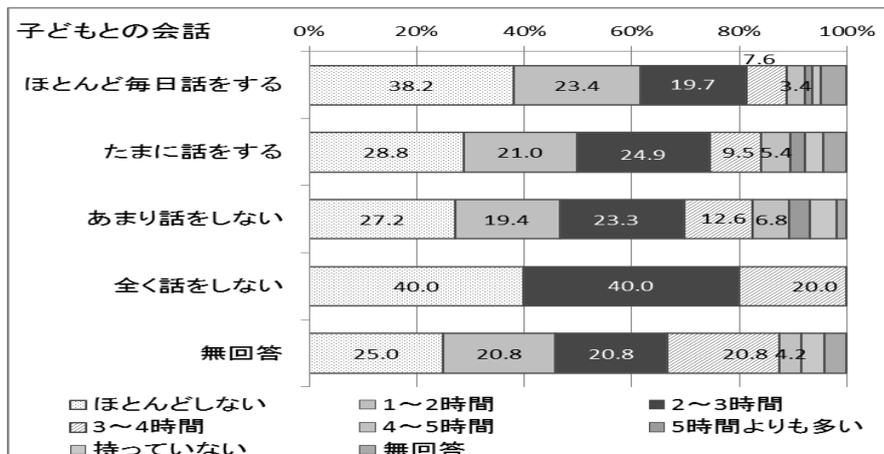
②⑤-2 朝食を食べない理由（子ども回答）

貧困線未満の世帯で、「用意されていない」の割合が高い傾向にある。



②⑥ 子どもとの会話の頻度と平日ゲームをする時間の相関関係

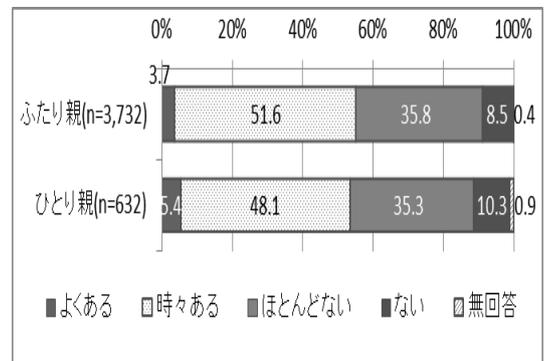
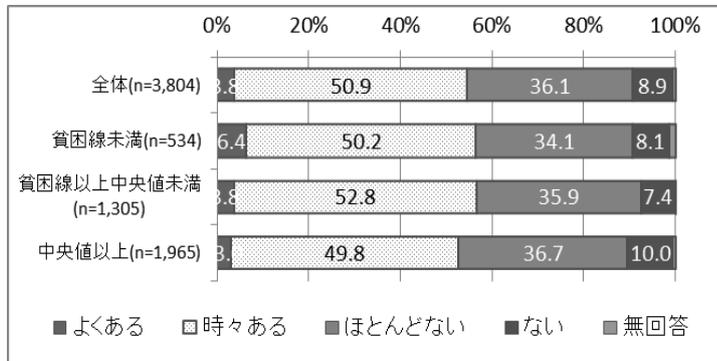
「会話をしない」子どもほど、「ゲームの時間」が長い傾向にある。



## 2) 保護者のゆとり・子どもとの関わりの欠如、社会性

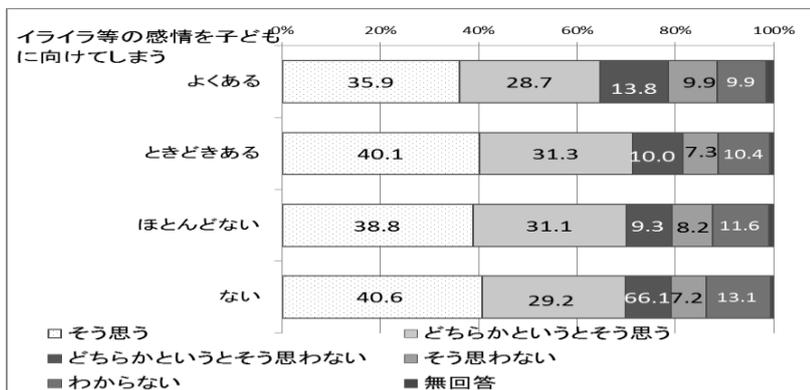
### ⑳ 不安やイライラ等の感情を子どもに向けてしまう（保護者回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「よくある」の割合が高い傾向にある。



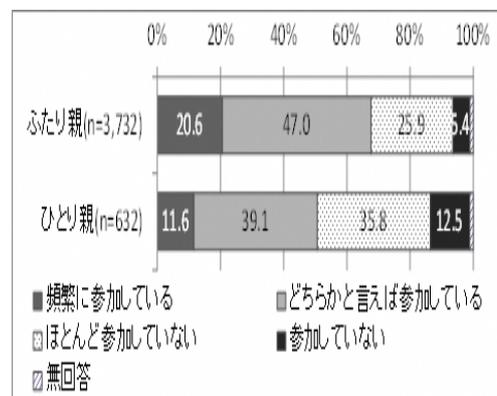
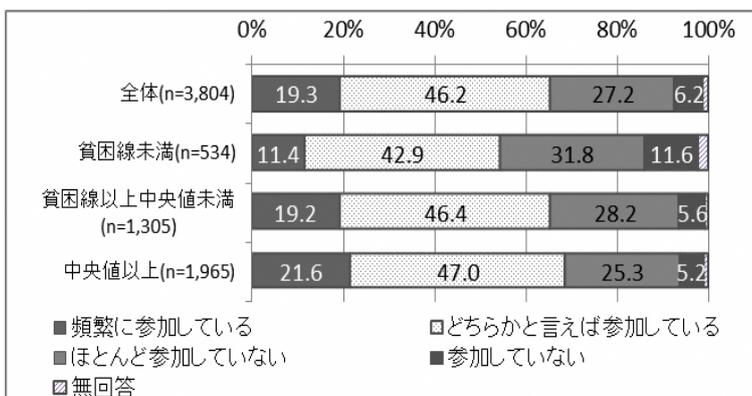
### ㉑ 「不安やイライラ等の感情を子どもに向けてしまう（保護者回答）」と「自分によいところはあるか（子ども回答）」の相関関係

イライラ等の感情を子どもに向けてしまうことが「よくある」ほど、「自分にはよいところがない」と回答した子どもの割合は高い傾向にあり、子どもの自己肯定感との関係性が見られる。



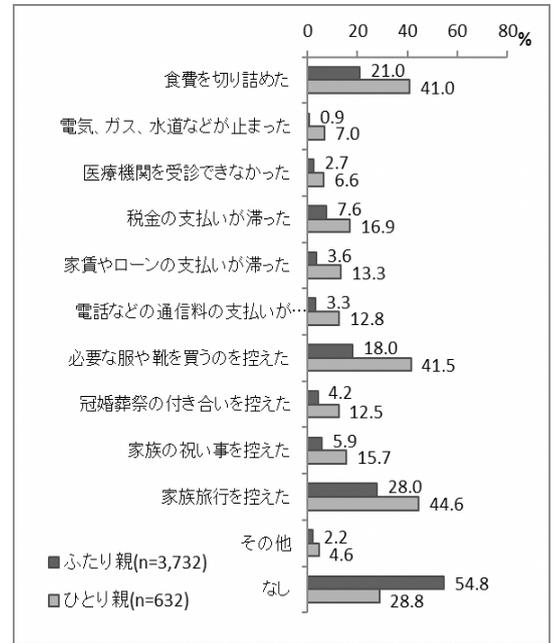
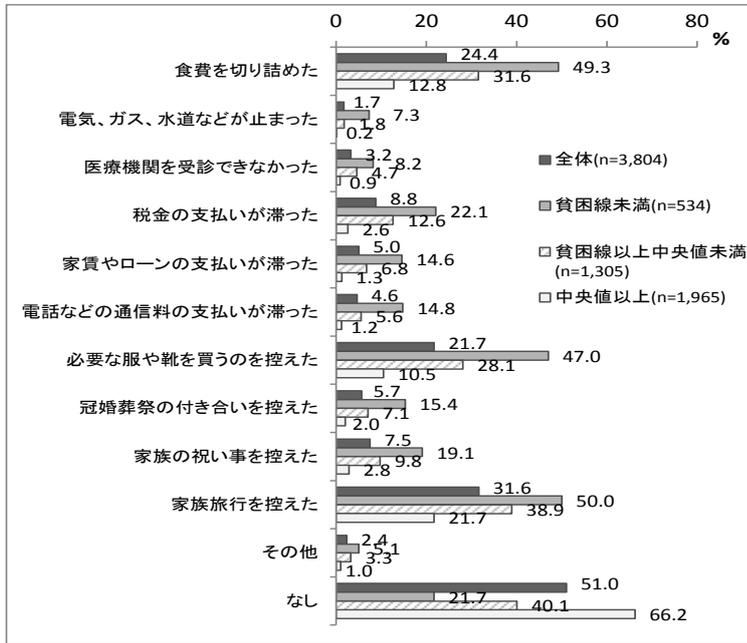
### ㉒ 地域の行事に参加する頻度（保護者回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「地域の行事への参加を敬遠」する傾向にある。



③⑩ 経済的理由での経験（保護者回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「冠婚葬祭の付き合いを控えた」の割合が高い傾向にあり、付き合いに係る経費を控えている。

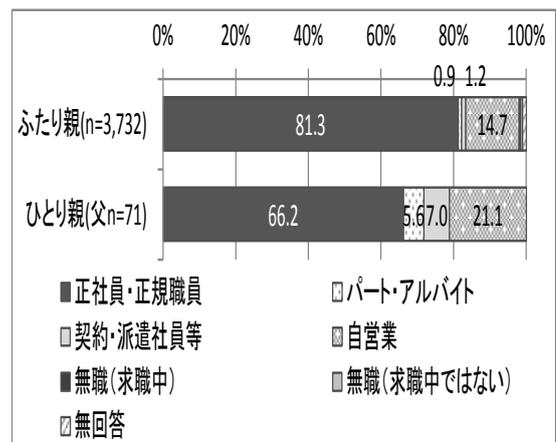
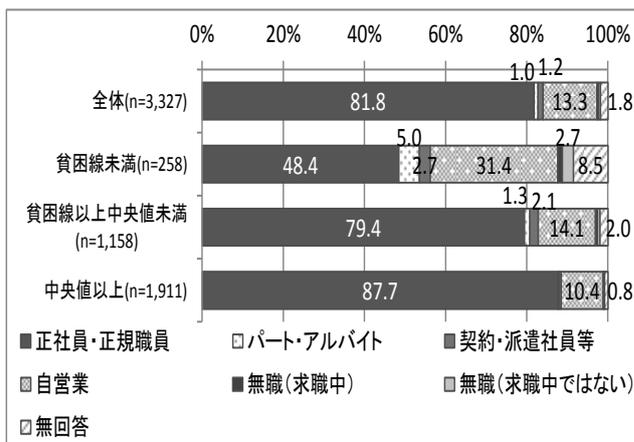


Ⅲ) 保護者の就労・経済的課題

1) 保護者と子どもの未就労・所得不安定

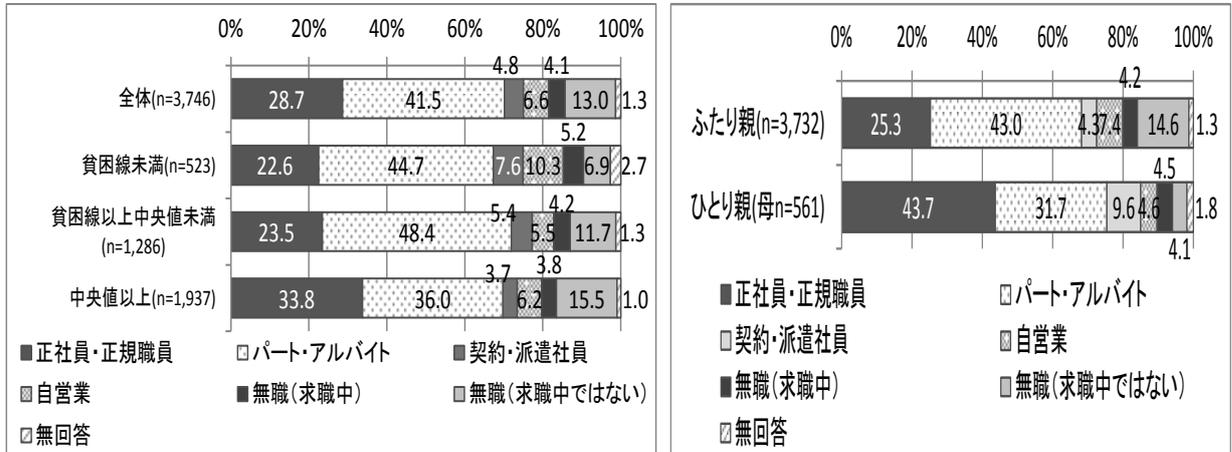
③⑪ 父親の就業状況（保護者回答）

貧困線未満の世帯で「正社員・正規職員」は、貧困線以上の世帯を大きく下回っている。また、ひとり親（父）世帯とふたり親世帯との差も大きい。



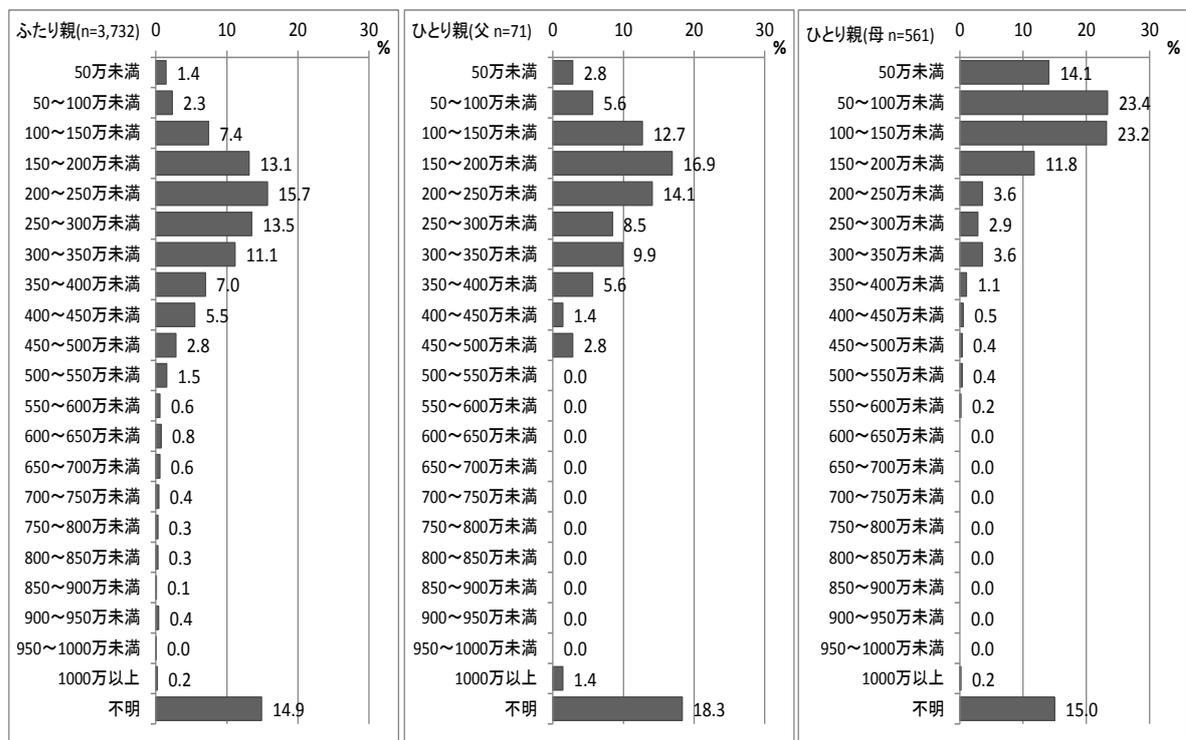
③② 母親の就業状況（保護者回答）

ひとり親（母）世帯では「正社員・正規職員」の割合が、ふたり親世帯を大きく上回っている。



③③ 家族構成（ひとり親・ふたり親）別等価可処分所得\*1 状況

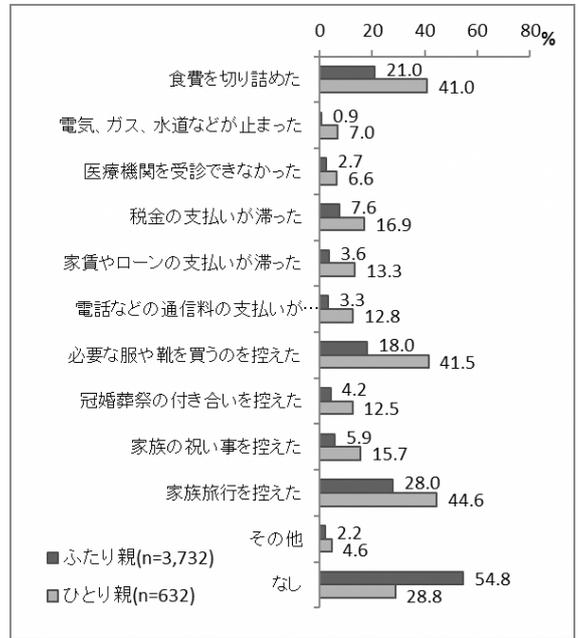
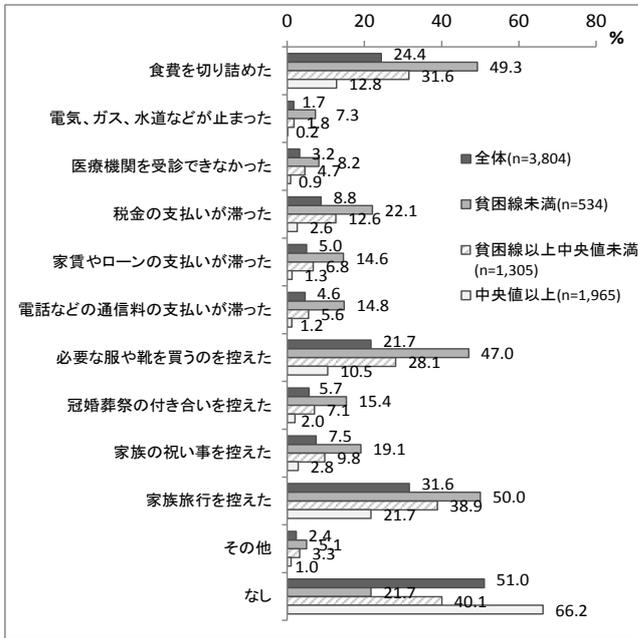
等価可処分所得では、ふたり親世帯と比較し、ひとり親世帯では所得が低く、特に母子世帯では差が顕著である。



※1 等価可処分所得：世帯所得を世帯人員の平方根で除したもの

③④ 経済的理由での経験（保護者回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「困難なことを経験した」割合が高くなる傾向にある。控えた経験が「なし」は貧困線未満の世帯では約2割となっており、8割の世帯で、ほぼ何かしら控えざるを得なかったことになる。

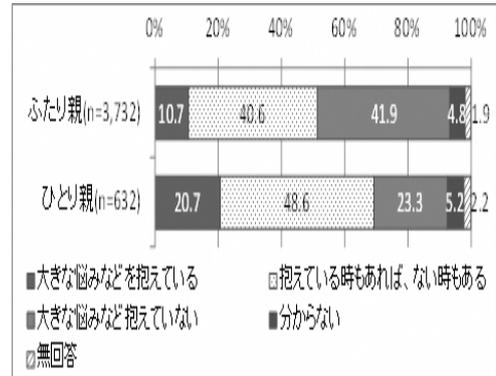
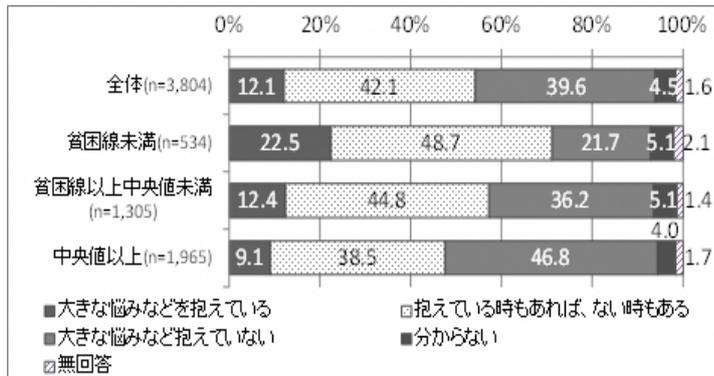


IV) 子どもや保護者に対する支援における課題

1) 相談窓口体制の周知及び庁内外連携体制

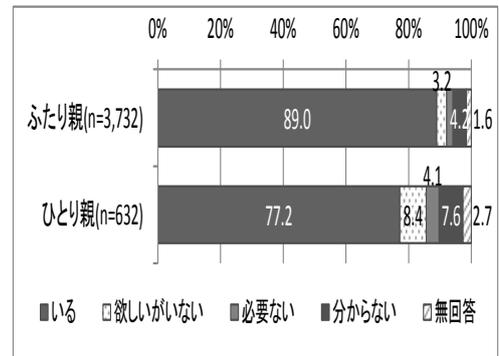
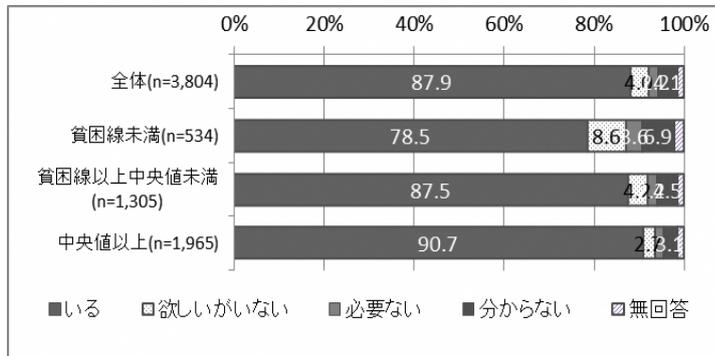
③⑤ 自分だけでは解決することが難しい大きな悩みを抱えているか（保護者回答）

所得が低くなるほど、また、ひとり親世帯で、「悩みを抱えている」割合が高い傾向にある。



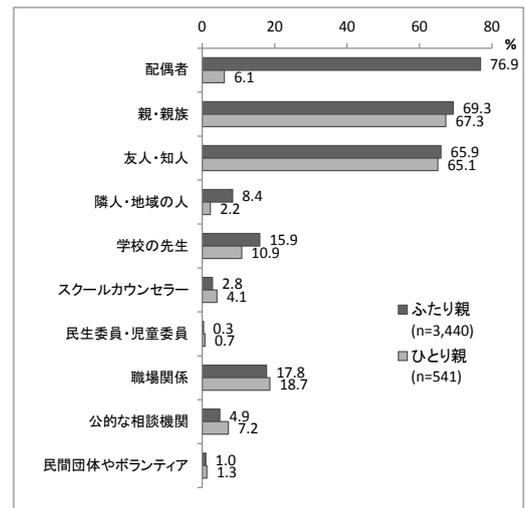
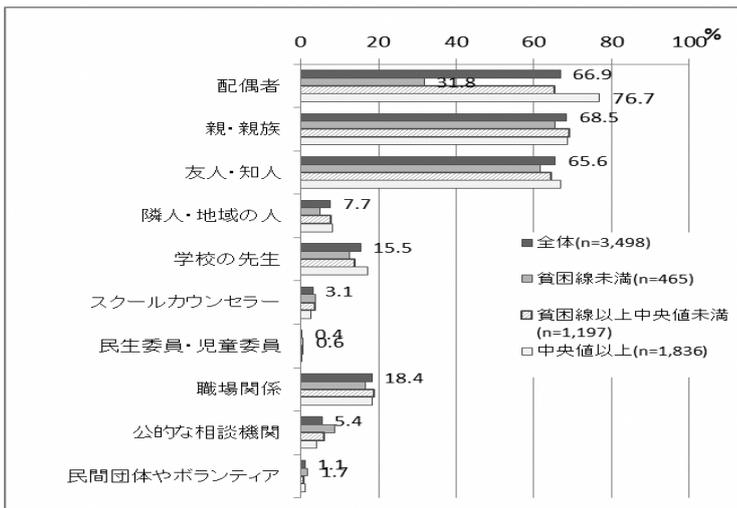
③⑥ 相談できる人の有無（保護者回答）

所得が低くなるほど、「いる」の割合が低くなる傾向にあり、大きな悩みを抱え、かつ、相談できる人がいない深刻な状況が窺える。



③⑦ 相談できる相手又は相談したいと思う相手（保護者回答）

貧困線未満の世帯やひとり親世帯で、「公的な相談機関」と回答した割合が高い傾向にある。



## 【支援者へのヒアリング】

[ヒアリング対象者]

- ・ 学校関係者 (スクールソーシャルワーカー、指導主事、養護教諭)
- ・ 公的相談機関関係者 (区役所保護課職員、主任児童委員、母子・父子自立支援プログラム策定員、養育費専門相談員)
- ・ 児童福祉施設関係者 (母子生活支援施設、乳児院、児童養護施設)
- ・ 公益団体関係者 (子ども食堂運営者、学習支援塾運営者)

分野	課題・意見
① いじめ・不登校について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不登校児においてはフリースクール、孤立した子どもにおいては子ども食堂や学習支援を行う居場所等が特別なものではなく、誰もが抵抗なく利用できるよう多様化する社会へ柔軟に対応する必要がある。</li> <li>・ 保護者が未就労の場合、常に在宅しているため、子どもも保護者と在宅で過ごして不登校となるケースがみられる。</li> </ul>
② 経済的問題について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校進学までの支援制度は整っているが、それ以降は貸付等に頼らなければ難しい。</li> <li>・ 元配偶者から養育費を受けとっておらず、交流が断絶している場合もある。</li> </ul>
③ 生活習慣・日常生活について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事は既製の弁当等で済ませ、栄養のバランスが偏っている。また、家庭の味という概念が子どもにない。</li> <li>・ 保護者に精神疾患や障がいがあり、他者とのコミュニケーションがとれない場合、保護者が日常生活で子どもに依存している。</li> <li>・ 家庭環境に問題のある保護者は、授業参観への不参加や家庭訪問の拒否等、学校側との関わりを持とうとしない。</li> </ul>
④ 就労について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労に精一杯で保護者に経済的、精神的な余裕がなく、子どもへの関わりが希薄化している。</li> <li>・ 子どもの進学の際に経済的問題に直面する。子どもの希望する学校に進学させたい思いがあっても、就労していなければ就学資金の借り入れもできない。</li> </ul>
⑤ 支援のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校が担う役割が多岐に亘り、支援体制の限界に直面している。</li> <li>・ 行政の各種制度は基本的に申請主義であり、意図的に支援を受けない方もいるが、情報弱者や申請方法の理解が困難な方に支援が届かない場合もある。アウトリーチによる支援を行い、問題を表面化させる必要がある。</li> <li>・ 個人情報保護の強化や地域の繋がりの希薄化により、問題の表面化が難しくなった現在の社会的背景において、行政、学校、その他関係機関の円滑な連携体制の整備が必要である。</li> </ul>

熊本市子どもの未来応援  
アクションプラン

平成31年1月発行

熊本市健康福祉局子ども未来部子ども政策課

〒860-8601 熊本県熊本市中心区手取本町1番1号  
電話 096-328-2156